

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）

（案）

（令和5年1月現在 未定稿）

令和5（2023）年4月

新潟市こども未来部

市長挨拶文

調整中

目次

1	計画の策定にあたって	
	(1) 計画策定の背景と趣旨	・・・ 1
	(2) 新潟市子ども条例の概要	・・・ 3
	(3) 子どもの権利をとりまく状況	・・・ 5
	(4) 計画策定の基本事項	・・・ 8
	(5) 計画の策定経過	・・・ 10
2	子ども取り巻く現状と課題	
	(1) 子どもの権利に関する意識	
	① 子どもへのアンケート調査	・・・ 13
	② おとなへのアンケート調査	・・・ 25
	(2) 子どもの権利が守られていない状況	・・・ 32
	(3) 現状と課題	・・・ 40
3	子どもの権利を守るために	
	(1) 基本理念及び考え方	・・・ 42
	(2) 子どもの権利を守るための施策体系	・・・ 43
	① 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保	・・・ 44
	② 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済	・・・ 47
	③ 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり	・・・ 49
	④ 子どもの権利を守り推進するための関連施策	・・・ 51
	(3) 施策の進行管理	・・・ 53
4	資料編	
	(1) 連携事業一覧（作成中）	・・・ 54
	(2) 新潟市子ども条例	・・・ 55
	(3) 子どもの権利推進委員会	・・・ 62
	(4) 用語集（作成中）	・・・ 67

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国では、1989年の第44回国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を1994年に批准しました。子どもの権利を定めたこの条約の趣旨を踏まえ、子どもに関連する法律の改正などが行われ、児童福祉の向上に取り組んできました。

しかしながら、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大な子どもの権利侵害に関する事例が現在でも数多く報告されており、新潟市も例外ではありません。

また、2019年に行われた意識調査[※]においては、「子どもの権利が尊重されている」と回答した子どもは18.7%、「子どもの権利を尊重している」と回答したおとなは31.0%と、子どもの権利が十分尊重されているとは言えない状況であることが分かりました。

このほか、児童虐待相談対応件数が年々増加していることや、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあり、中学生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答し、その約2割が学業などに支障をきたしているといった調査結果もあります。前述のとおり、いじめや子どもが巻き込まれる犯罪も発生しており、このような子どもの大切な権利が侵害されている事象に対し、適切な支援が必要となっています。

新潟市子ども条例は、2021年12月定例会において、議員提案により新潟市議会にて可決・成立し、2022年4月1日から施行されています。

子どもの権利を明らかにし、おとなにはこれを守る責任や役割があることを明確にしたこの条例の趣旨が、子どもを含む市民に幅広く浸透していくことが大切です。

そして、この条例が新潟市の子どもに関するすべての施策及び計画の根本となり、全ての子どもが新潟の豊かな自然と人の温もりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持つことができることを目指し、取組を進めていきます。

※（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」

【条例制定までの経緯】

2014年1月	新潟市少子高齢化対策議員連盟と新潟市男女共同参画推進議員連盟（以下「両議員連盟」）による合同視察で、子どもの人権擁護機関として先進的な取組を行う東京都世田谷区の「せたホッと」を訪問。 本市議会としても子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すには何が必要なのかを深掘りすることを目的に、政令指定都市の中で先進的に条例を制定し、子ども施策の推進を図っている名古屋市、川崎市、相模原市などの事例の調査・研究を開始。
2017年9月～ 2021年3月	両議員連盟による「子ども条例ワーキンググループ（WG）」が発足。 その後、子どもの人権問題に取り組む各種団体をはじめ、教育関係者や弁護士会、本市こども未来部とも積極的な意見交換を積み重ねながら、「（仮称）新潟市子ども条例（WG案）」を作成。
2021年3月23日	両議員連盟で、議長に対し本市議会における条例検討会の設置を正式に要請し、各会派と会派に属さない議員の計11名で構成する「新潟市子ども条例検討会」が設置される。
2021年7月	条例検討会で議論を重ね、WG案の一部に修正を加えた「新潟市子ども条例素案」を作成。
2021年8月	「新潟市子ども・子育て会議」で条例素案の概要を説明し、意見交換
2021年9月	本市の子どもたちの現状を把握するため、特別支援学校を含む市立の小・中・高等学校校長会において、条例素案の概要を説明し、小・中・高等学校の最高学年の児童・生徒を対象にアンケート調査を実施。（回答数8、193人）
2021年10月	条例検討会で「新潟市子ども条例素案（修正案）」を取りまとめ。 （令和3年3月～10月 条例検討会を11回開催）
2021年10月11日～11月9日（30日間）	条例素案（修正案）に対するパブリックコメントを実施。 （提出人数12人、提出件数46件）
2021年11月	「新潟市要保護児童地域対策協議会」で条例素案（修正案）の概要を説明し、意見交換
2021年11月29日	条例検討会において、最終案としてパブリックコメント等の意見を反映させた「新潟市子ども条例（案）」を取りまとめ。
2021年12月2日	令和3年12月定例会で、議員提案第30号「新潟市子ども条例の制定について」を上程
2021年12月15日	市民厚生常任委員会で審査
2021年12月22日	「新潟市子ども条例（案）」全会派一致で可決、制定（12月27日公布）

(2)新潟市子ども条例の概要

新潟市子ども条例は、子どもの権利を明確にするとともに、これを守るおとなの責務を定め、子どもに関する施策の基本となる事項を規定し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

本条例の概要は以下のとおりです。

【条例の目的】

- 子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

【基本理念】

- 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利(子どもの権利)として有しています。この権利を実現するために、次の権利が保障されなければなりません。
- 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと。
- 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。



子どもにとって大切な権利

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重される。
- 愛情を持って育まれる。
- 差別又は偏見を受けない。
など

自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められる。
- 不平等な扱いを受けない。
- プライバシーが守られる。 など

豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活する。
- 学ぶ、遊ぶ。
- 文化、芸術、スポーツにふれ親しむ。
など

身近なおとなとの

受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できる。
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらう。 など

社会に参加する権利

- 社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられる。
- 参加にあたって、適切な支援が受けられる。



【おとなの責務】

- **市**: 子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。
- **保護者**: 子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- **学び・育ちの施設の関係者**: 自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。
- **事業者**: 雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。
- **市民**: 子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。



おとなは子どもの権利を保障するために
連携・協力します

子どもの権利が守られる場所

家庭	学び・育ちの施設 (学校や園など)	地域 (町内会など)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護者は、子どもの生活環境を確保し、子どもの立場に立って、思いや願いを受け止める。 ✓ 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努める。 ✓ 保護者は、虐待や体罰を行ってはならない。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設関係者は、子どもが遊び又は学ぶための環境整備に努める。 ✓ 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、救済及び回復に努める。 <p style="text-align: right;">など</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市及び市民は、子どもがすこやかに心豊かに過ごし成長発達できるような地域づくりに努める。 ✓ 市及び市民は、地域の自然の保全に努める。 <p style="text-align: right;">など</p> <div style="text-align: center;"> </div>

(3) 子どもの権利をとりまく状況

① 子どもの権利条約について

「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童(子ども)を、権利の主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認め、成長の過程で特別の保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約では主に次のような権利が定められています

【子どもたちの権利】

□ 生きる権利

- 住む場所や食べ物があり医療が受けられる
- 命が守られる



□ 育つ権利

- 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



□ 守られる権利

- 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる



□ 参加する権利

- 自由に意見を現わしたり、団体を作ったりすることができる



② 国の動向について

子どもの権利条約に批准した後、我が国において、子どもに関する諸課題に対応するため、様々な法改正が行われました。

これらの法改正の動きのなかでも、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもを一人の人間として捉え、子どもの権利を重視するとともに、子どもの最善の利益を考慮する方向性が示されました。

2022年6月には、「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が可決・成立するとともに、児童福祉法の改正においても、子どもの権利が明確にされました。

制定・改正年	関係法令	概要
2009年	子ども・若者育成支援推進法 制定	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備。 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークを整備。
2013年	いじめ防止対策推進法 制定 子どもの貧困対策推進法 制定	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ」を定義するとともに、いじめ防止のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、基本理念、国、地方公共団体、国民の責務等を定める。
2016年	児童福祉法 改正	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るための所要の措置を講ずる。
2017年	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 制定	<ul style="list-style-type: none"> 教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針等を定める。
2019年	児童福祉法 改正 児童虐待の防止等に関する法律 改正	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。
2022年	こども基本法 制定 こども家庭庁設置法 制定 児童福祉法 改正	<ul style="list-style-type: none"> こども施策を総合的に推進するための基本理念等を定める。 こども家庭庁の所掌事務及び組織等に関する事項を定める。 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うための体制整備等について定める。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)
- こども大綱の策定

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置

(4) 計画策定の基本事項

① 計画策定の根拠

本計画は、新潟市の各部局が連携して、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子どもに関する施策を推進していくことを規定した、新潟市子ども条例第 18 条に基づき策定されるものです。

子どもに関する施策については、児童福祉や学校教育の範囲にとどまるものではなく、文化・芸術、スポーツ振興、雇用・就労、保健や健康への取組、生涯学習、都市交通、環境問題など、様々な部署が関わっていかなければならない施策であり、市として全庁的な取組が必要です。

新潟市子ども条例(抜粋)

(施策の推進)

第 18 条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

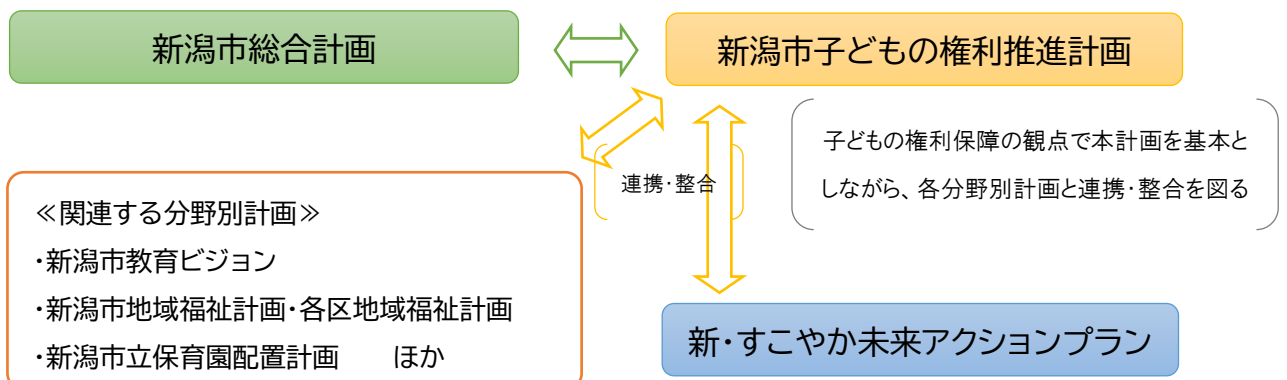
2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

② 計画の位置づけ

本計画は、「新潟市総合計画」(2023-2030 年)を最上位計画に位置付けながら、子どもの権利保障の観点から、子どもに関連する様々な施策の基本となる分野別計画として策定します。

また、子ども子育て支援施策に関する分野別計画である「新すこやか未来アクションプラン(新潟市子ども・子育て支援事業計画)」(2020-2024 年)のほか、教育や福祉、健康、スポーツ、文化などの関連計画とも連携・整合を図ることとします。



③ 計画期間

本計画の計画期間は、2023年から2027年までの5年間とします。

計画期間中に、社会情勢の変化や計画の内容と大きく乖離する事象などが生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとします。

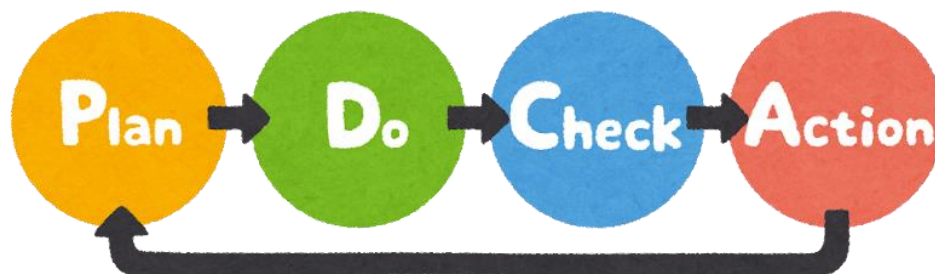
2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	
		子どもの権利推進計画					同 第2期進計画			
新・すこやか未来アクションプラン第2期計画					同 第3期計画(2026-2030)					
総合計画		新潟市総合計画(2023-2030)								

④ 計画の進行管理

本計画の取組状況については、毎年「新潟市子どもの権利推進委員会」に報告し、必要な見直しを行いながら、PDCAサイクル※により施策の改善・充実を図ることとします。

また、本計画に基づく子どもの権利保障に関する取組状況については、すこやか未来アクションプラン（新潟市子ども・子育て支援事業計画）の進行管理等を所掌する「子ども・子育て会議」にも情報を共有し、総合的な子ども・子育て施策の推進の一助とします。

このほか、子ども条例推進に係る主要施策については目標値を定め、可能な限り客観的な数値で進行管理を行うよう取り組みます。



※PDCA サイクル…Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念

(5) 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、有識者及び市民からなる「新潟市子どもの権利推進委員会」(P●参照)への諮問を行い、主要論点について複数の部会に分かれて今後の取組の方向性等について検討を重ねた後、委員会としての答申を得て、これを反映した計画素案についてパブリックコメントを行い策定しました。

また、子どもの社会参加・意見表明の取組の一環として、市内の一部中学校からの協力を得て、子どもの権利に係るいくつかのテーマについて校内で議論し、各校の意見をオンラインで発表する意見交換会を実施しました。この中で出た意見やアイデアについても計画に盛り込みました。

【新潟市子どもの権利推進委員会における審議経過（抜粋）】

開催数	開催日程	議事等
第1回	2022年7月28日	○ 委員の委嘱及び会長の選出等について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）について（諮問） ほか
第2回	10月28日	○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）素案について ほか
部会	11月～12月	答申作成に向けた議論を深めるため、以下3つの部会を設置し、各2回ずつオンラインでの意見交換を実施 A) 普及・啓発及び学習・研修部会 B) 相談窓口・権利救済部会 C) 意見表明・社会参加部会
第3回	1月27日	○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ 答申案について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）案について ほか
—	2023年2月22日から 3月23日まで	パブリックコメントの実施
第4回	年3月2x日	○ パブリックコメントを踏まえた計画最終案の承認 ○ 令和5年度子どもの権利推進関連事業について

【中学生による意見交換の取組】

- 実施期間 2022年8月25日～9月28日（意見交換会：9月27日・28日）
- 対象校 葛塚中学校、山の下中学校、烏屋野中学校、関屋中学校、
亀田中学校、新津第一中学校、白根第一中学校、小針中学校
巻東中学校（各区から1校（中央区のみ2校）選定）
- 実施内容
 - ① 対象校の生徒会役員にて、子どもの権利に関する複数のテーマについて校内で議論
 - ② 生徒会役員で出された意見を、学校全体の意見としてまとめる。
 - ③ 対象校を東西2グループに分け、9月27、28日それぞれの日程で、参加校をオンラインで結び、各校で検討した意見について発表、意見交換を行う。

検討テーマ	中学生から出された主な意見
(1) 新潟市はなぜ子ども条例を策定したと思いますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利が尊重されていなかったり、尊重されていないと感じたりする人が多かったから。 ● 子どもの権利を尊重する社会を創り、子どもが平等に豊かな子ども期を過ごせるようにするため。
(2) 新潟市子ども条例が4月から施行されたことで、変わらなければならぬことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人も子どもも、どちらも平等に権利を守っていくこと。 ● 子どもの権利について、もっと多くの人が真剣に考えるようになり、子どもの権利が守られるべきである。 ● 今回の子ども条例の制定を含め、より多くの子どもがいろいろな決め事に参加できること、物事の企画や決定に、子どもの意見が尊重され取り入れられるとよいと思う。また、子どもに関するルール（校則）などについても、子どもの意見が入るとよいと思う。
(3) 新潟市子ども条例の5つの権利を読んで、あなたは「子どもにとって大切な権利」をどのように考えますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての子どもにおいて、子ども条例の5つの権利が侵害されないように、市民全体に意識付けされ、理解が広まってほしい。 ● 子ども条例の5つの権利が守られるようになれば、個性が活かされ、男女差別などもなくなり、自由に自分のペースで生きていけるようになる。

検討テーマ	中学生から出された主な意見
(4) 子どもにとって大切な5つの権利は他者にも尊重されなければなりません。中学生として学校や家庭・地域の生活でどのように考えていきますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見をしっかりもち、友達や家族と話し合い、権利を意識することが大切である。 ● 大人の意見と子どもの意見が衝突するように、子ども同士でも意見の衝突や主張による対立があるから、相手に対して尊重の気持ちをより一層高めなければならない。 ● お互いに権利があることを認め合いながら、相手の気持ちになって考え生活していきたい。
(5) 子ども条例パンフレットを読んでみて、子どもの権利について考えたり、感じたりすることはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども条例の権利や自由を守る制度ができているから、より多くの人たちが子ども条例に関心を持ち理解していくことが大切だと思う。 ● 子ども条例について、知らなかった人が多いと思う。市民全員に条例を広めていくことが必要であると感じた。
(6) 新潟市子ども条例の多くは「大人の責務」ですが、自分が大人になったときどのような大人として子どもに接していきたいと思いませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが伸び伸びと生活できるように、子どもをよく理解し、いろいろな意見を聴き受け止められるような大人になりたい。 ● 子どもへの後押しや支えとなるような教育、接し方をしていきたい。 ● 子どもの意見を尊重し、子どもがやりたいことができるように接していきたい。大人の考えを押し付けてしまって、子どもの可能性を邪魔したくない。
(7) 新潟市が子どもの権利を守ることができる新潟市となるためには何が必要だと思いますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 困っている子どもや家庭への支援を手厚く行う。 ● 権利が守られずに困っている人、悩んでいる人に支援の場があることを知らせ、誰もがすぐに相談できるようにする。 ● 子ども条例の重要性を呼びかけ、理解を広め、意識して生活し、実感してもらうこと。



オンライン意見交換会に参加する中学生

2 子どもを取り巻く現状と課題

(1)子どもの権利に関する意識

① 子どもへのアンケート調査

子ども条例の施行を経て、子どもの権利に関する意識や考え方、置かれている状況などを把握し、今後の施策に活かすため、市内の一部の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の協力を得て、アンケート調査を実施しました。

- 実施期間 2022年9月9日～10月14日（アンケート実施時期は各校の任意）

- 対象校

区	小学校	中学校	高校
北区	葛塚小学校	葛塚中学校	万代高校
東区	東山の下小学校	山の下中学校	明鏡高校
中央区	万代長嶺小学校	鳥屋野中学校 関屋中学校	高志中等教育学校
江南区	亀田小学校	亀田中学校	
秋葉区	新津第一小学校	新津第一中学校	
南区	大通小学校	白根第一中学校	
西区	新通小学校	小針中学校	
西蒲区	巻北小学校	巻東中学校	

- 対象者

- 小学生：5～6年生全生徒
- 中学生：1～2年生全生徒
- 高校生：1～2年生全生徒（中等教育学校：4～5年生）

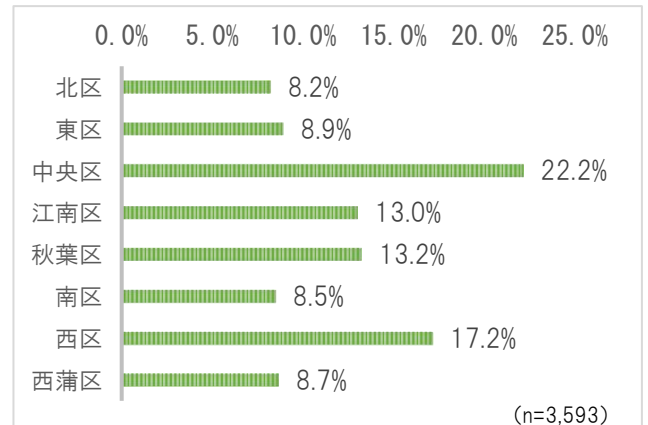
- 実施方法

児童・生徒のタブレット端末より、アンケートフォームにアクセスし回答

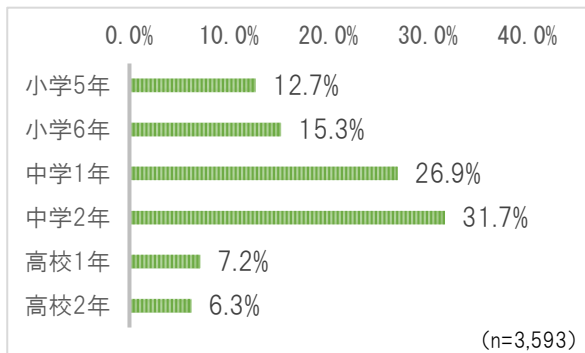
【アンケート集計結果】

- 回答者の属性については記載のとおりです。
- アンケート調査は、各校の任意のタイミングで、各担任より児童・生徒にアンケート協力の趣旨を伝え、タブレット端末から回答してもらいました。

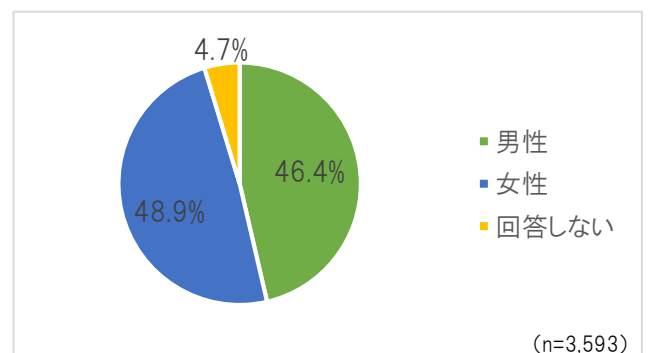
問1 回答者の通っている学校の区



問2 回答者の学年

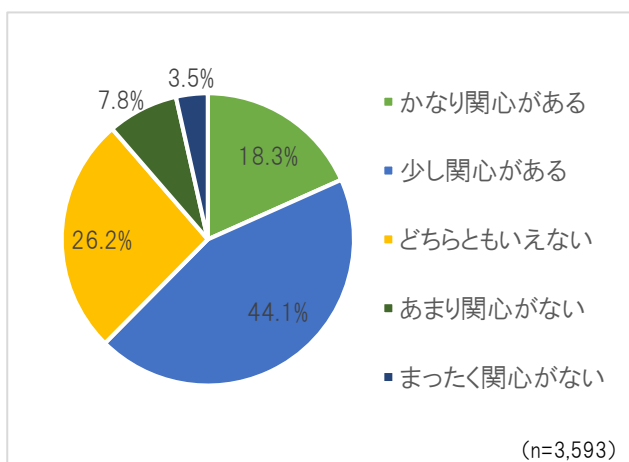


問3 回答者の性別

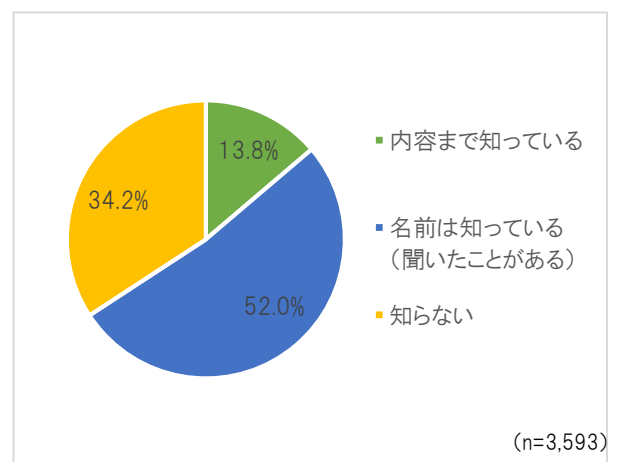


- 人権への関心や子ども条例の認知度を問う設問では、いずれも6割以上が関心又は認知されている状況が分かりました。

問4：人権にどの程度関心を持っていますか

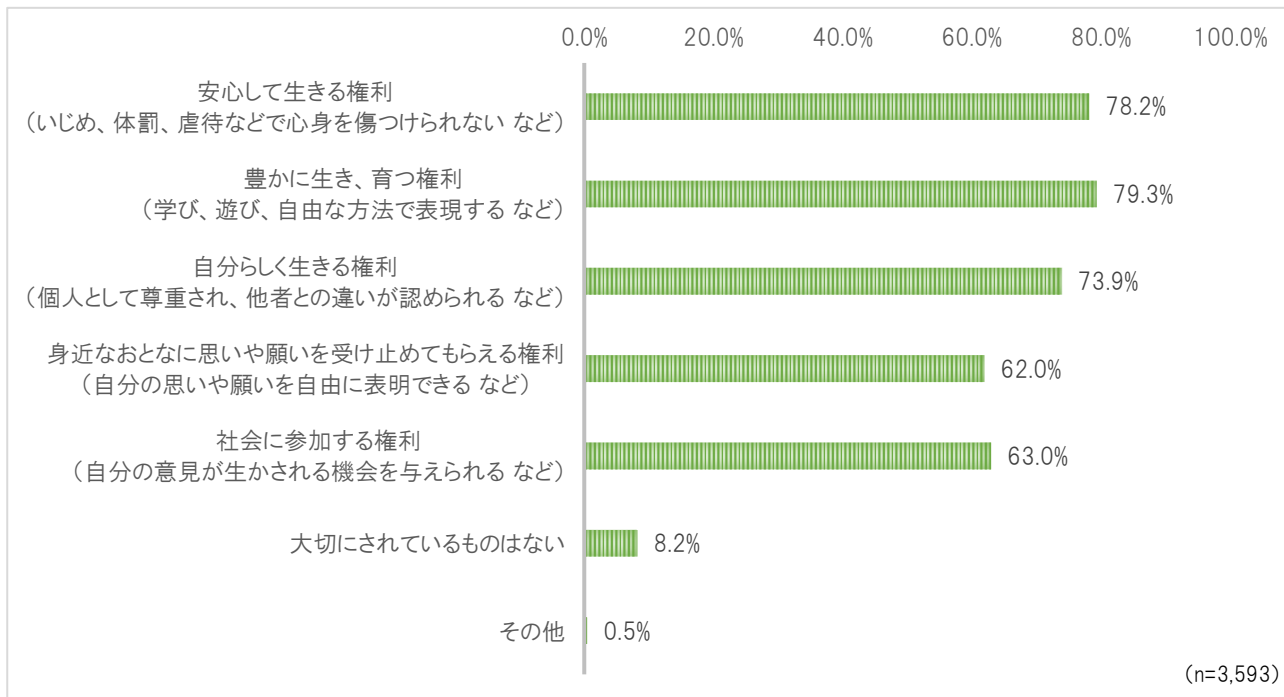


問5 新潟市子ども条例を知っていますか



□ 日々の生活のなかで大切にされている子どもの権利を問う設問では、安心して生きる権利や豊かに生き、育つ権利が大切にされていると感じている一方、意見表明や社会参加に関する権利は相対的に低い状況となっています。

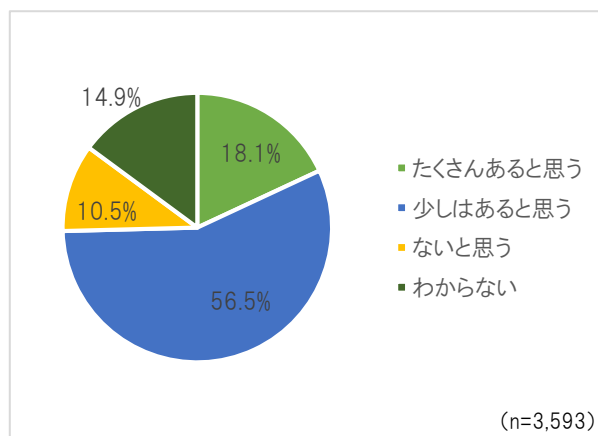
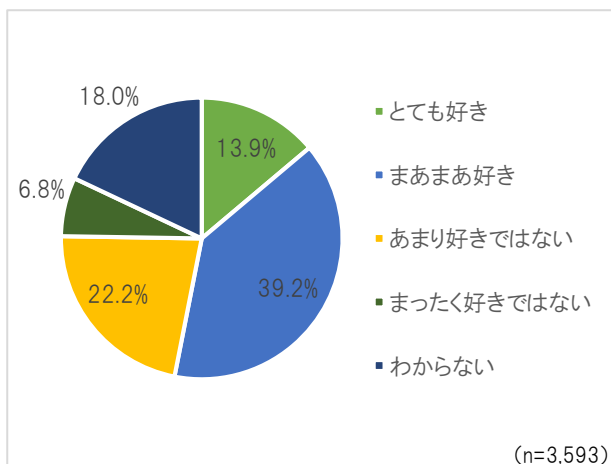
問6 日々の生活のなかで、以下の子どもの権利は大切にされていると思いますか(複数回答)



□ 自分のことが好きかを問う質問では、5割以上が「自分のことが好き」と回答し、自分には良いところがあるかを問う質問では、7割以上が「自分には良いところがあると思う」と回答しています。

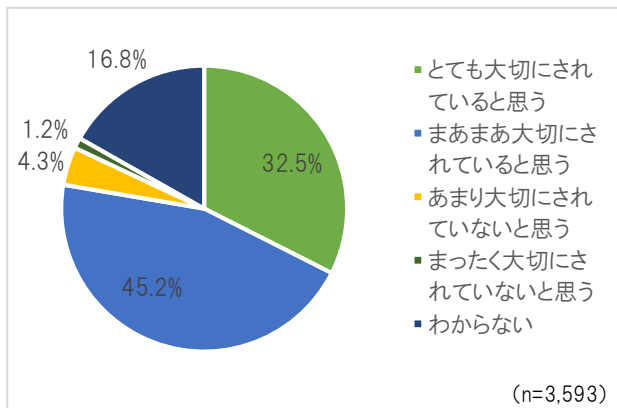
問7 自分のことが好きですか

問8 自分には良いところがあると思いますか

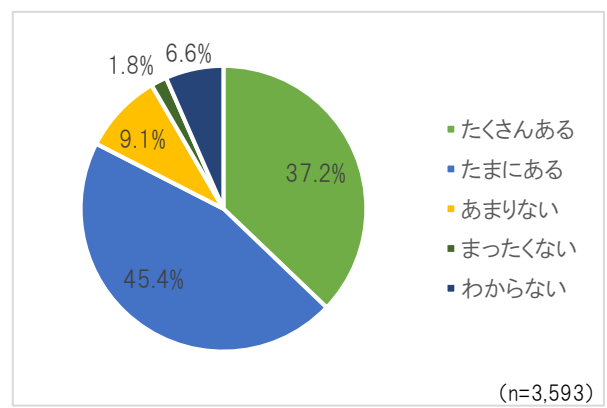


- 「周りの人から大切にされていると思う」と回答した割合が7割を超える一方で、「あまり・まったく大切にされていないと思う」と回答した方は5%程度存在しています。
- 自分の考えや意見を聞いてもらえてうれしかったことが「ある」と回答した方が8割を超える一方で、そのような経験があまり・まったく「ない」という回答も1割程度あり、自分の意見が言えない子どもが一定数存在していることがわかります。

問9 周りの人から大切にされていると思いますか

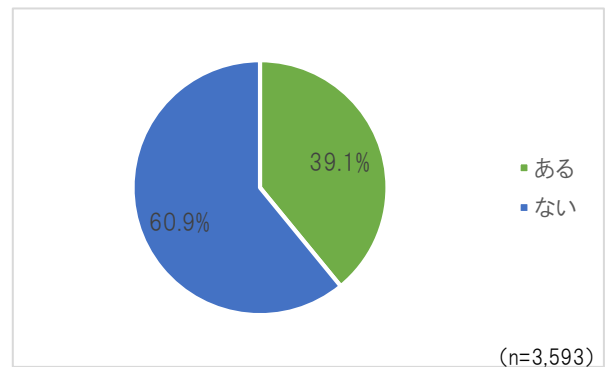


問10 自分の考えや意見を聞いてもらえてうれしかったことがありますか

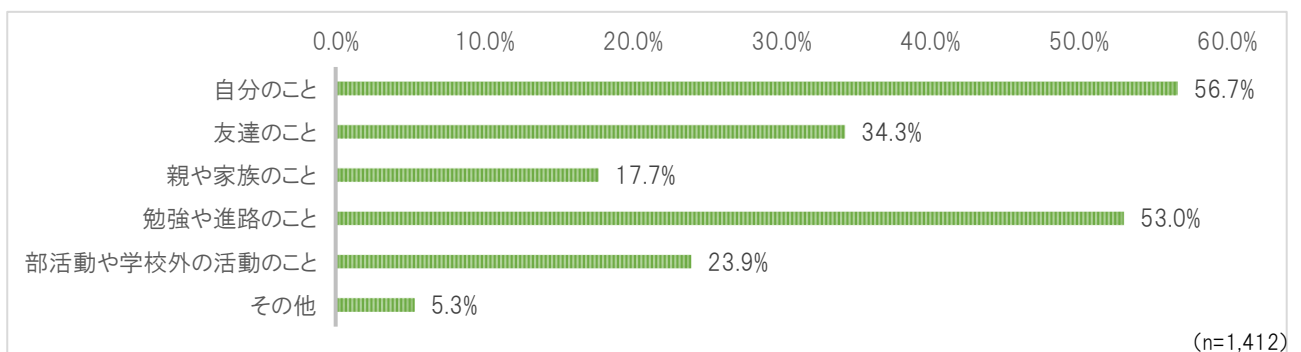


- 「普段から悩みがある」と回答した方は約4割存在し、その内容は「自分のこと」「勉強や進路のこと」が5割を超えています。
- その他の内容として、恋愛、お金、学校生活、人間関係、趣味といった回答がみられました。

問11 普段から不安や悩みがありますか。

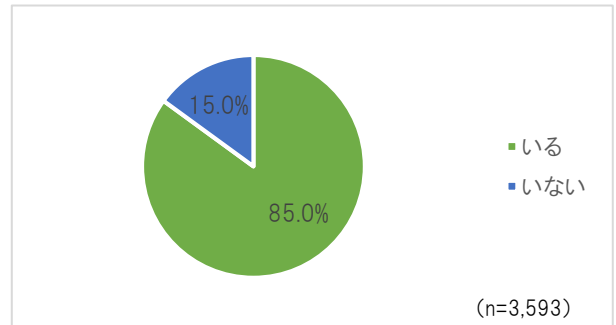


問12 悩みがあると回答した方について、その悩みは何ですか。(複数回答)

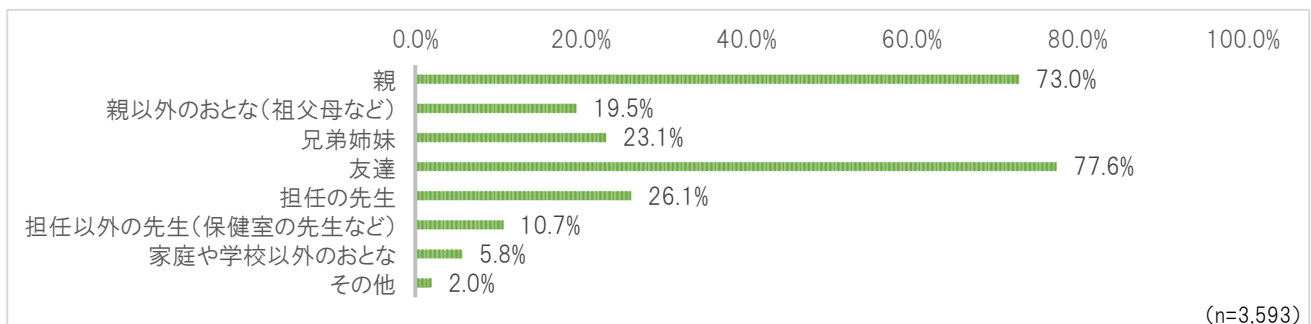


- 相談できる相手が「いる」と回答した方が8割以上存在する一方、そのような相手がいないと回答した方も15%存在します。
- 相談できる相手は、親、友達と回答した方が7割以上を占めています。

問 13 不安や悩みを相談できる相手がいいますか。

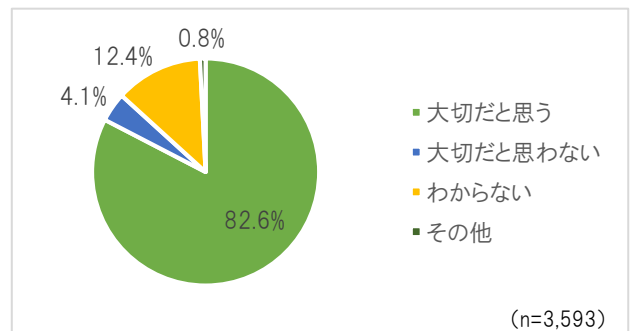


問 14 相談できる相手はだれですか。(複数回答)

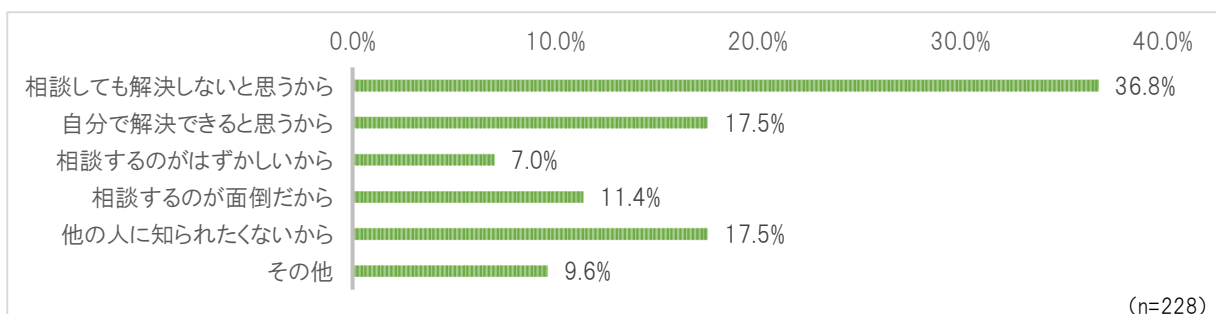


- 他の人に相談してみることは「大切だと思う」を8割以上が回答している一方、大切だと思わない方も4%程度存在します。
- 「大切だと思わない」理由として、解決しないと思うから、自分で解決できると思うから、他人に知られたくないからといった回答が並びます。

問 15 困ったときに他の人に相談してみることは大切だと思いますか。

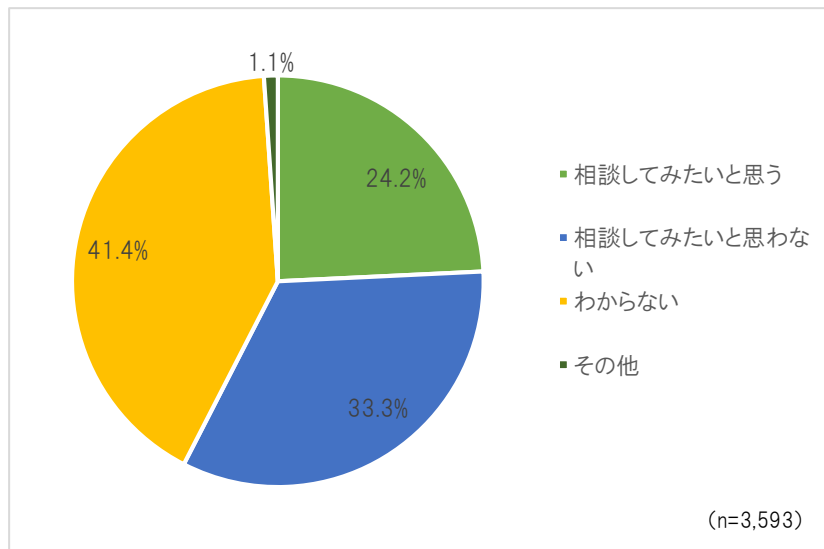


問 16 困ったときに他の人に相談してみることは「大切だと思わない」と回答した人にお聞きします。それはなぜですか。

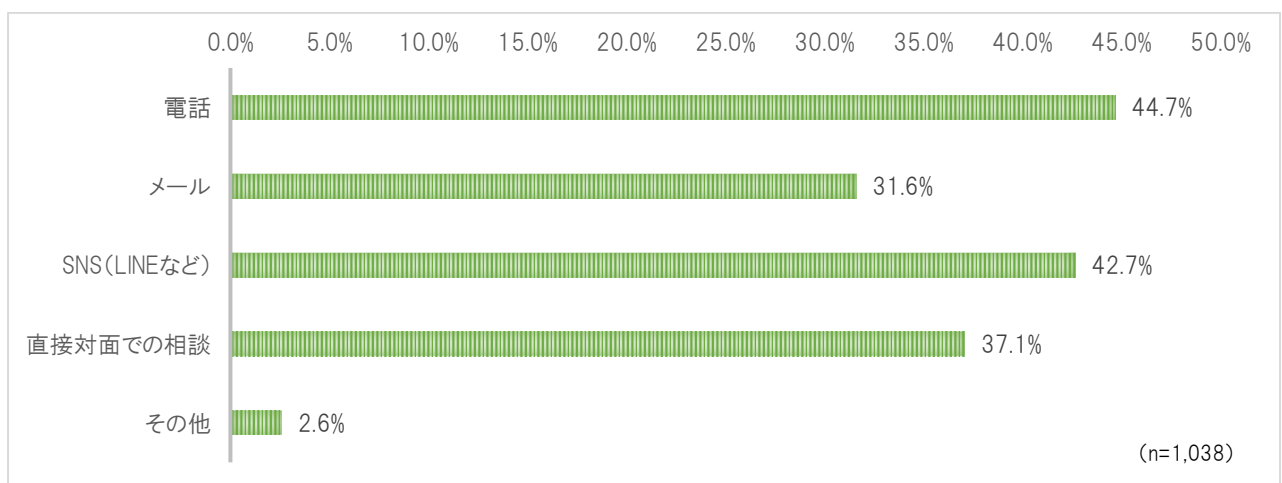


- 新潟市が相談窓口を作った場合、約 24%が「相談してみたい」と回答しています。
- また、「相談してみたい」と回答した方の相談方法として、電話、SNS、対面、メールという順で希望が多く、多様な相談方法を望んでいることが分かります。

問 17 新潟市役所が子どもの権利が守られていないときなど、子どもの悩みに対応する窓口を作ったら、相談してみたいと思いますか。

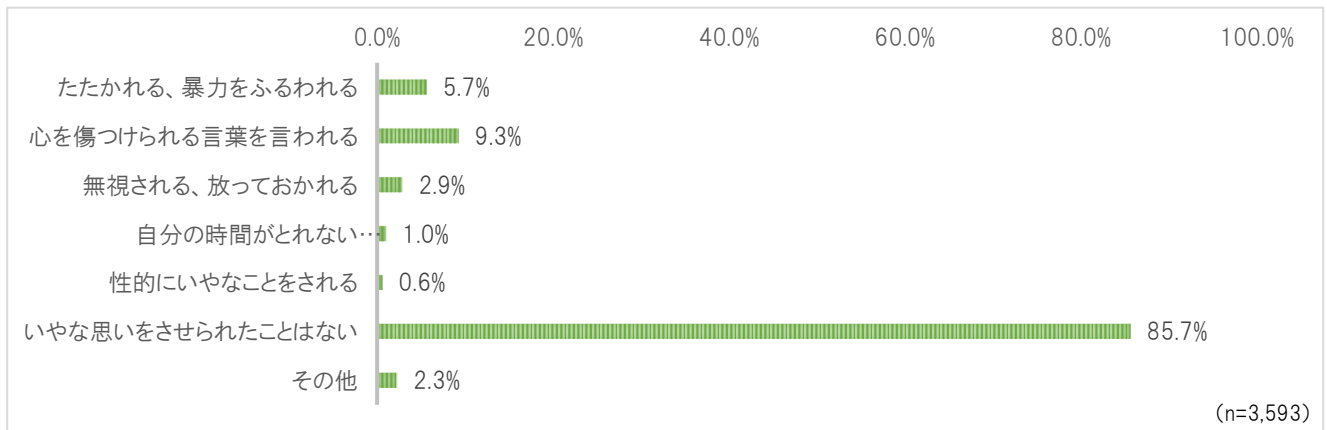


問 18 「相談してみたいと思う」と回答した人にお聞きします。相談はどのような方法が良いと思いますか。(複数回答)

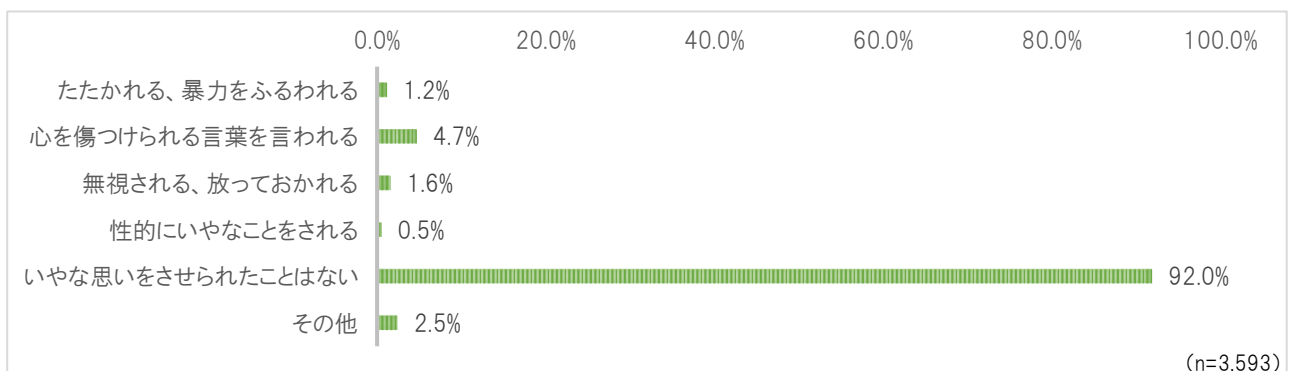


□ 8割以上の子どもが、いずれの場合でも「いやな思い」をさせられたことはないと回答していますが、それぞれの場面で何らかの「いやな思い」をさせられた子どもも一定数存在しています。

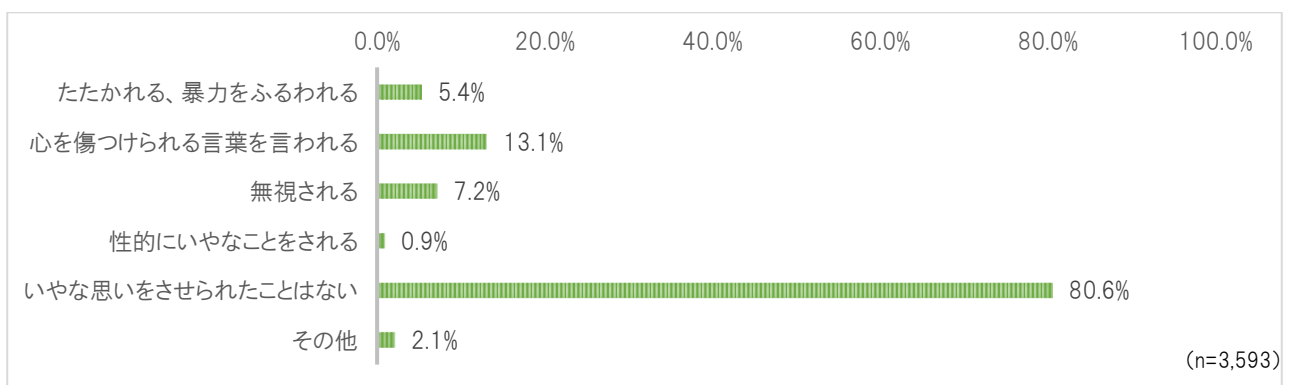
問 19 これまで保護者（父、母、家族のおとな）から、以下のような「いやな思い」にさせられたことがありますか。（複数回答）



問 20 これまで学校の先生や近所の人などから、以下のような「いやな思い」にさせられたことがありますか。（複数回答）

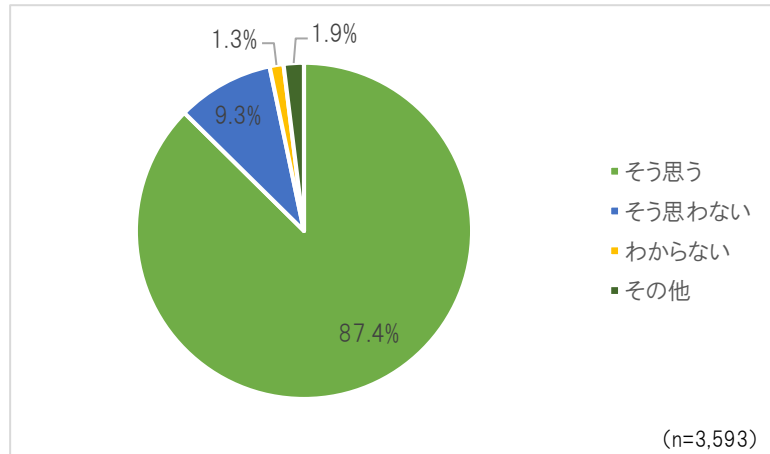


問 21 これまで同年代の友達や先輩などから、以下のような「いやな思い」にさせられたことがありますか。（複数回答）



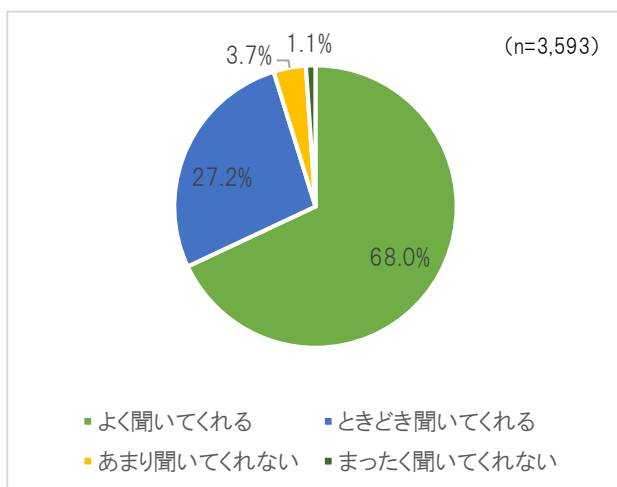
- 9割近くの方が、家族や周りのおとなが慰めたり、助けてくれたりしていると回答している一方で、「そう思わない」と回答している方も1割近く存在しています。

問 22 あなたの家族やまわりのおとな（先生など）は、あなたが困ったときになぐさめたり、助けてくれたりしていると思いますか。

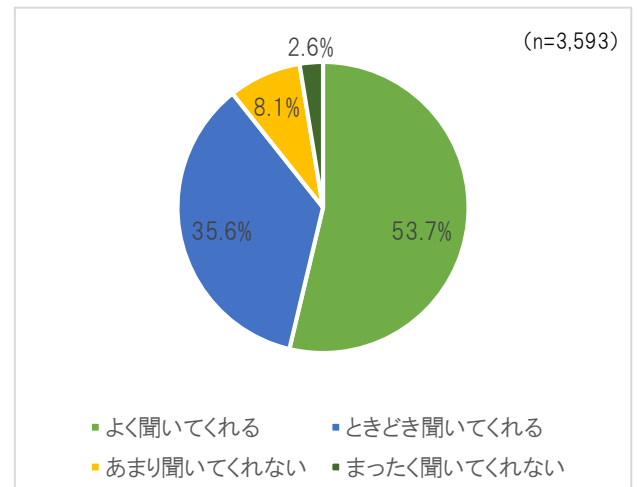


- 「よく聞いてくれる」「ときどき聞いてくれる」を合わせると、約9割が、自分の考えを聞いてくれると回答しています。
- 家庭や学校など、日頃の生活圏外のおとなの場合は、聞いてくれる割合が下がっています。

問 23 あなたの家族は、あなたの考えや思っていることを聞いてくれると思いますか。

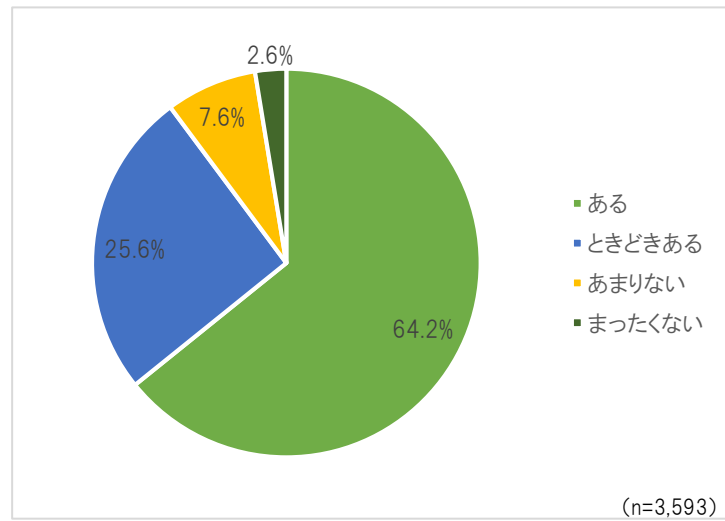


問 24 あなたの学校の先生や家族以外のおとなは、あなたの考えや思っていることを聞いてくれると思いますか。

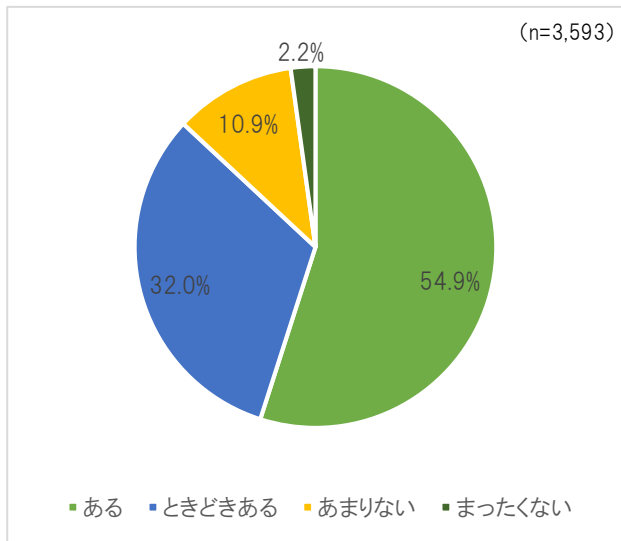


- 「自分の考えや思いを言える機会があるか」については家庭、学校では約9割が、地域や学校外の活動では約6割が「ある」と回答しており、地域や学校外の活動では自分の意見が言える方が少ない状況がわかります。
- また、家庭や学校でも、2%程度の方が自分の考えや思いを言える機会が「ない」と回答しています。

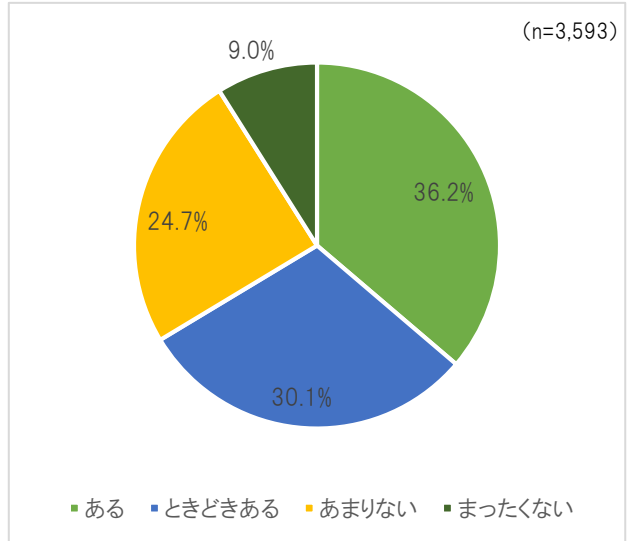
問 25 あなたは家庭で自分の考えや思いを言える機会があると思いますか。



問 26 あなたは学校で自分の考えや思いを言える機会があると思いますか。

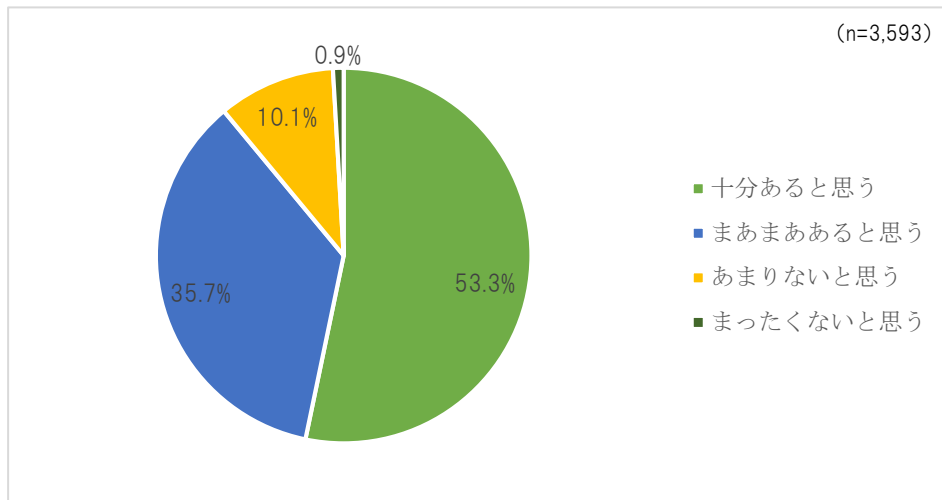


問 27 あなたは地域や学校外の活動で自分の考えや思いを言える機会があると思いますか。

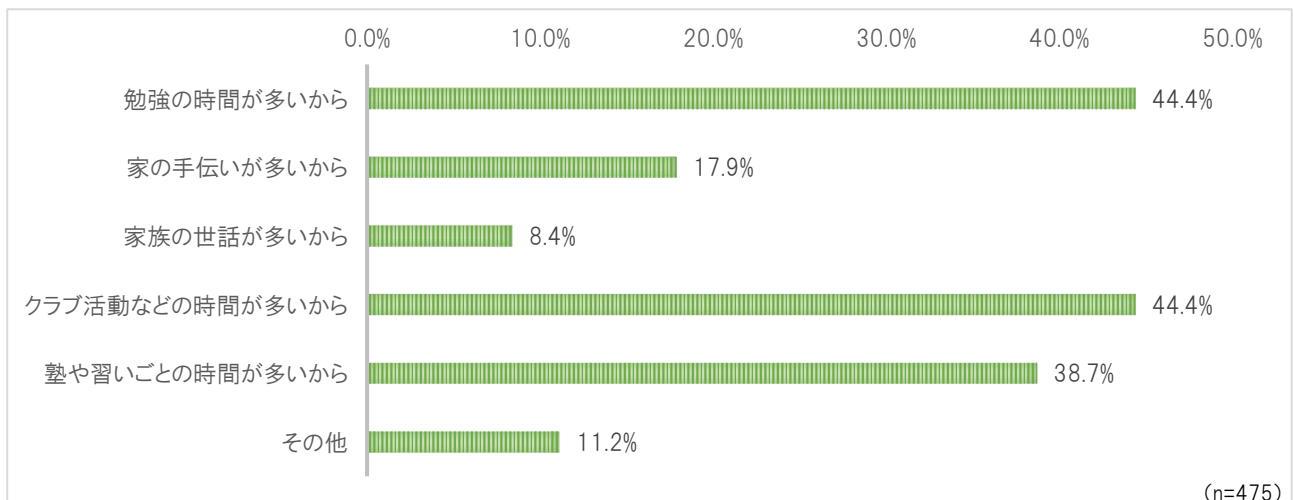


- 9割近くの方が、自分の好きなことをする時間が「あると思う」と回答しています。
- 一方で、1割程度の方が「ないと思う」と回答しており、その理由として、勉強やクラブ活動、塾などを挙げている方が多い中、家の手伝いが多いから、家族の世話がが多いから、と回答した方も一定数存在しています。

問 28 普段から、休んだり、自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。

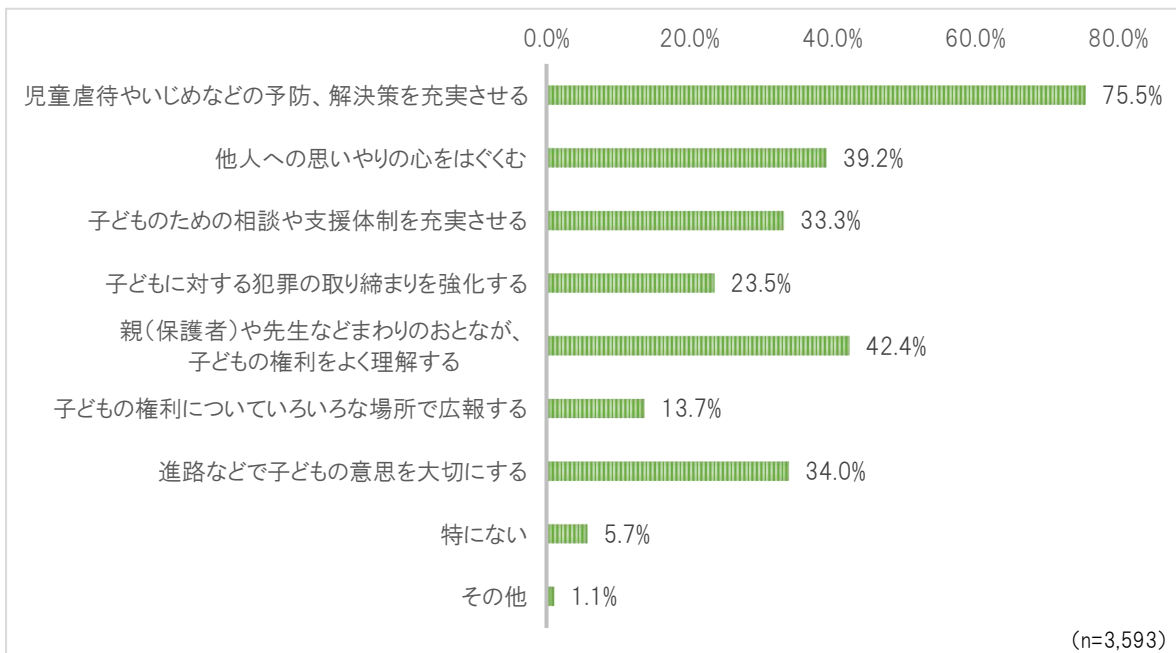


問 29 自分の好きなことをする時間が「(あまり・まったく) ないと思う」と回答した人にお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答)



□ 子どもの権利を守るために必要なこととして、「児童虐待やいじめなどの予防」「おとなが子どもの権利を理解する」「子どもの意思を尊重する」といった回答が上位を占めました。

問 30 子どもの権利を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問 31 あなたが新潟市やおとなに「やってほしいこと」や「こんなことができたらいいな」と思うことがあれば、自由に書いてください。(自由意見)

いじめをなくす、みんなが人に思いやりを持って過ごすということ
大人になったら絶対週に一回は休める権利をつくる 有給以外にも県がしっかり週に一回休める権利をつくってほしい
他の学校との交流をしてみたいです。自分の学校とどう違うのかが少し気になります。
私は、個人的に相談する時は対面や電話より、メールなど、文字でのやり取りの方が話しやすいと思うので、このようなアンケートや、メールなどで相談できる場所を作って(増やして)ほしいです。
子どもが外で安全に楽しく自由に遊べる所が欲しい。
自分の考えを尊重してほしい。
思ったことをしっかり聞いてくれて受け止めてくれる
学校の宿題を減らしてほしい
学校を沢山休んでも十分に学業についていけるようなことや気軽に学校を休める環境を、既にあるかと思いますがさらにもっと充実させて欲しいです
心のケアをしてくれる所を作って欲しい
地域のパトロールをしてくれる人を増やしてほしい

問 32 新潟市が、子どもの権利を守り豊かな子ども期を過ごすことができるまちとなるために、どのような取組を行えばよいと思いますか。あなたのアイデアがあれば、自由に書いてください。(自由意見)

子どもの権利をたくさんの人に知ってもらう
困っている子どもが気安く立ち寄れる相談所などがある環境をつくる
学校の授業時間を全部 5 時間にして放課後に遊べる時間を増やしてほしい
大人が子どもの意見を反対せずに理解すること
遊園地や公園をもっと増やした方がいいと思う。僕たちが楽しめる場所があった方がいいと思うから
子どもの権利が自由にできる体験学習的なものを作ってほしい
人権について深める授業を道徳などで行う
暴言や暴力をしない、「悩んでいるな」と思ったら声をかける
アニメなどを作り学校で放映する
1 人 1 人子どもを産んだ責任を持ってほしい
子どもたちが悩みを相談し、分かち合えるスペースを作り、悩みを掲示板などに書き、大人に伝えて、改善してもらおう施設などを作る
私自身は、別に今のままでいいと思います。だけど一つだけ貧しい暮らしをしている子ども達がいなくなるようにしてほしいです。
子どものやりたいことがあったら、まず自分の意見を押し付けるんじゃなくて、子どもの意見を優先する

② おとなへのアンケート調査

子ども条例の施行を踏まえ、条例の認知状況や子どもの権利に関する意識や考え方、子どもとの関わりにおけるおとなの意識などを把握するため、11月の子どもの権利推進月間におけるイベントやWEBを活用したアンケート調査を実施しました。

- 実施期間 (イベント) 2022年10月2日～11月27日 (左記期間で4回)
(WEB) 2022年12月8日～2023年1月9日
- 対象者 おとな (子どもの有無を問わない)
- 実施方法
2次元コードから回答者のスマートフォンでアンケート回答フォームにアクセスし回答。
- 総回答件数：1,816件



・イベント会場でのアンケート協力をお願い



子どもの権利に関する アンケートにご協力ください

アンケートは全10問、時間は3～5分程度

- 質問内容
 - ・新潟市子ども条例の認知状況
 - ・子どもの権利について
- 回答方法
 - 2次元コードから回答フォームにアクセスし、アンケートにご回答ください。
 - (大変恐縮ですが通信料は回答者様負担となります)
- アンケートにお答えいただくと、**先着で啓発グッズ(カラーペンシルまたはボールペン)をご家族につきおひとつプレゼント**です。
※回答フォームにアクセスした画面をお近くの職員へ提示してください

△アンケートへの回答はこちらから

・フリーペーパー掲載のアンケート実施お知らせ

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指して

2022年4月スタート

新潟市 子ども条例

「新潟市子ども条例」について
くわしくはこちら

子どもの権利に関する アンケートにご協力ください

令和4年4月から「新潟市子ども条例」が施行されました。すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすために、子どもにとっての大切な権利とこれを守るおとなの責務を定めています。子どもの権利を自分事として考えていただくため、新潟市では「子ども条例」に関するアンケートを実施しています。ぜひご協力ください。
【アンケート実施期間：令和5年1月9日(月・祝)まで】

子どもにとって大切な権利

- 安心して生きる権利
- 豊かに生き、育つ権利
- 自分らしく生きる権利
- 身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利
- 社会に参加する権利

**ご回答いただく抽選で50名様に
QUOカード500円分が当たります!**

応募される方はアンケートの最後に連絡先をご記入ください。
(アンケート例)
-子どもの権利は大切にされていますか?
-子どもの権利を守るために大切にしていますか?
など選択式で10問程度です。(所要時間3分程度)
アンケートはこちらのQRから→



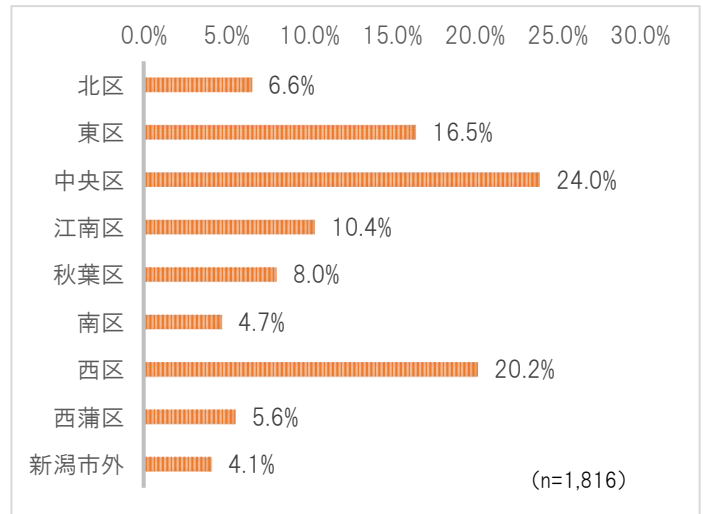
新潟市子ども未来部 子ども政策課 新潟市中央区学校町通1番地602番地1(市役所本館1階) TEL:025-226-1193 【アンケート事務局】新潟日報社地域ビジネス部 TEL:025-385-7432(平日10:00～17:00)



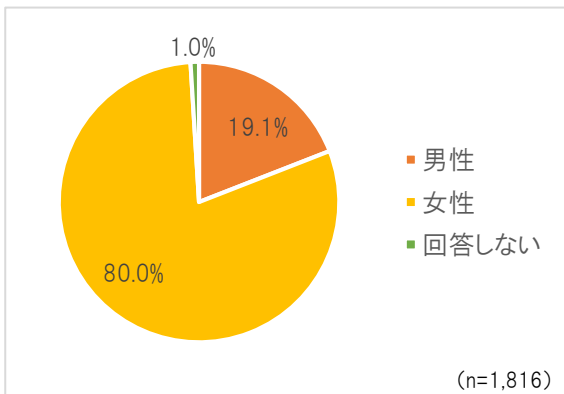
【アンケート集計結果】

- 回答者の属性については記載のとおりであり、女性からの回答が8割となっています。
- 新潟市子ども条例の認知度については、幅広く露出した子どもの権利推進月間（11月）後に実施したこともあり、5割以上の方が「知っている」と回答しています。

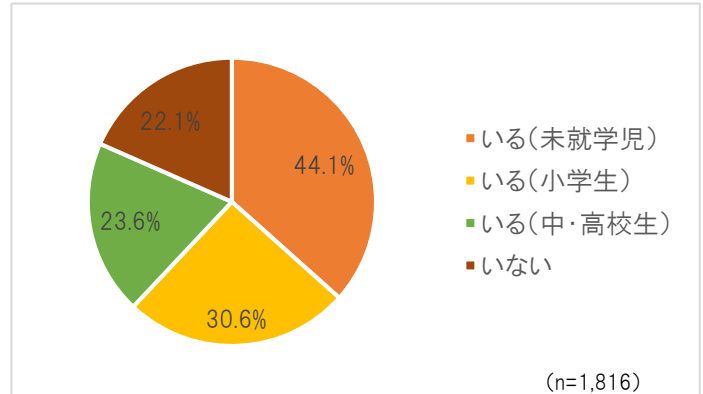
問1 回答者の居住地



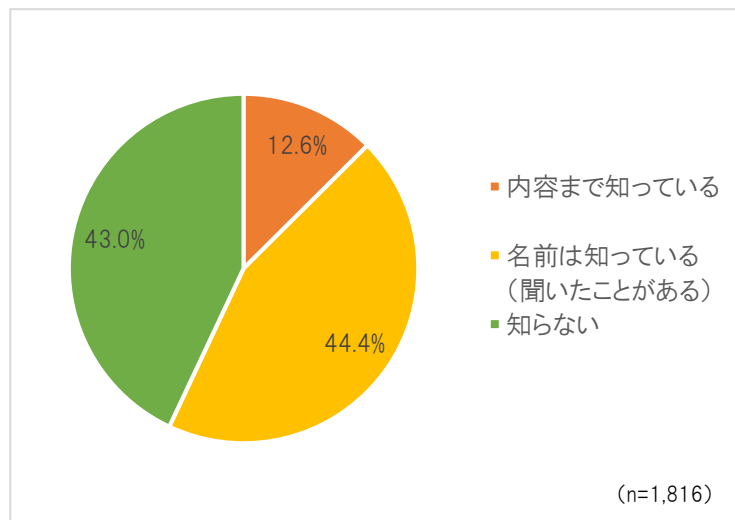
問2 回答者の性別



問3 子ども（18歳未満）の有無（複数回答）

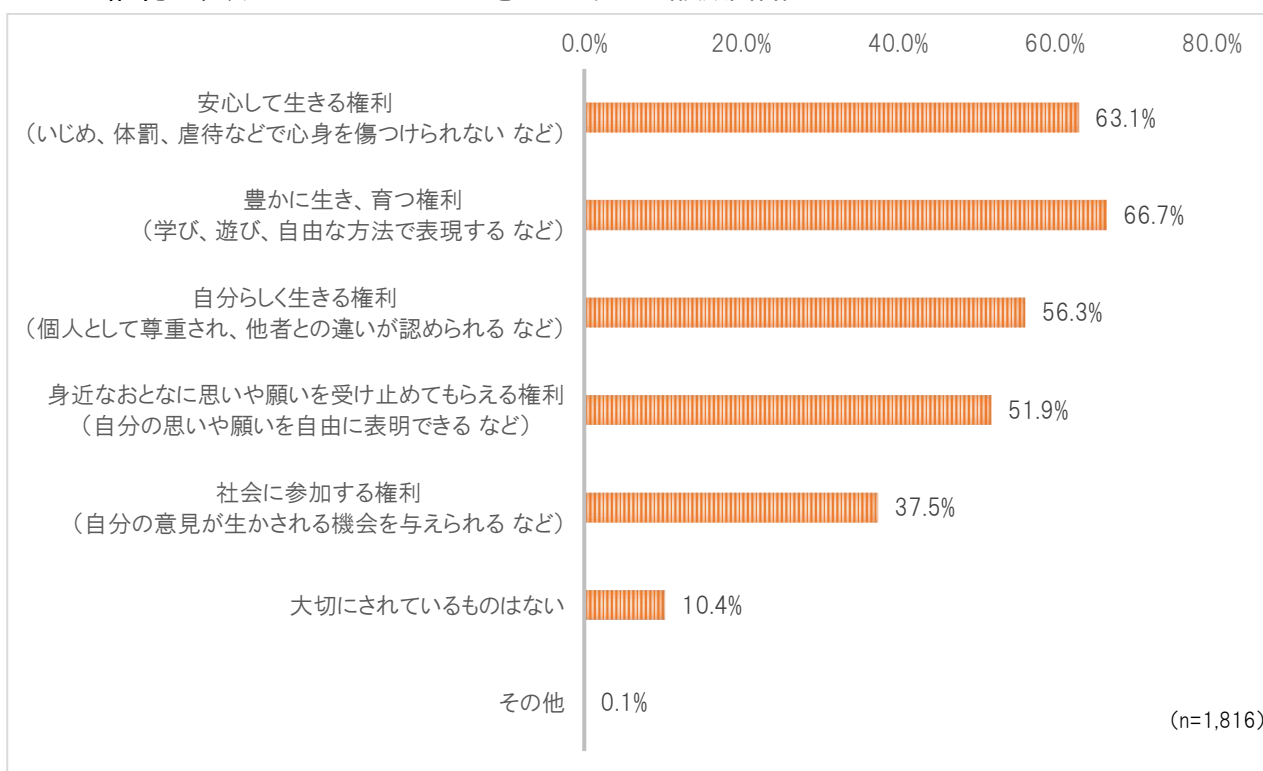


問4：新潟市子ども条例の認知状況



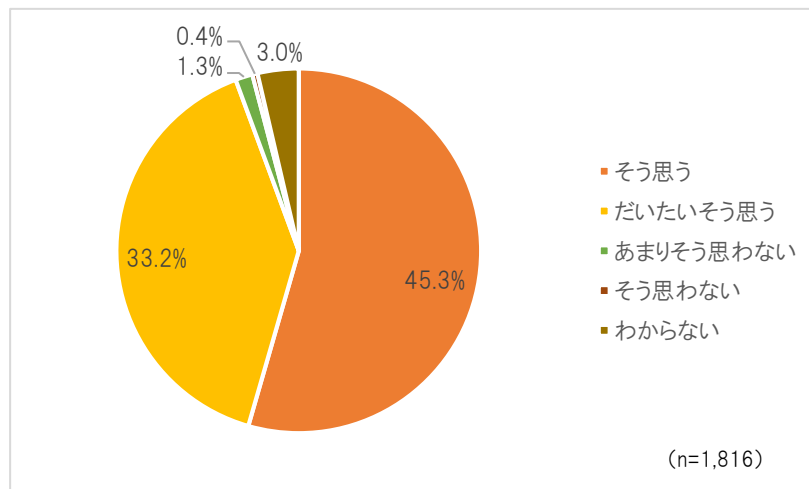
- 子ども向けのアンケートと同様、「安心して生きる権利」や「豊かに生き、育つ権利」が大切にされていると感じられている一方で、意見表明や社会参加に関する権利は相対的に低い結果となっています。
- 「社会に参加する権利」は 3 割台、「大切にされているものはない」と回答した方も 1 割程度存在しており、これらについて大切にされていると感じられるような取組が必要と考えられます。

問5 回答者のお子さんや周りのお子さんについて、日々の生活のなかで、以下の子どもの権利は大切にされていると思いますか（複数回答）

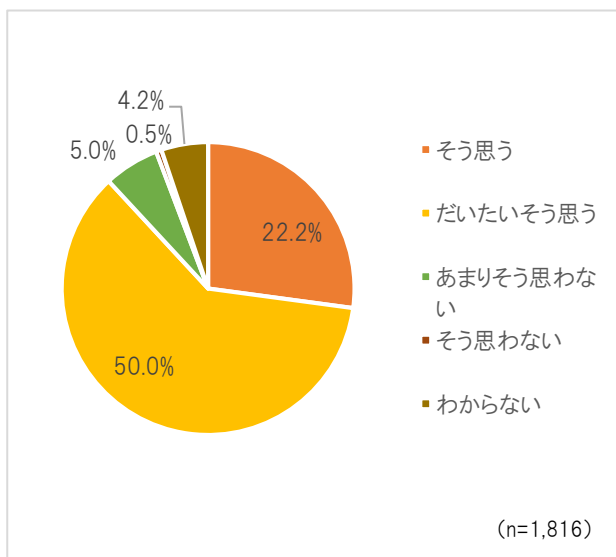


- 不安な様子をしている子どもへの声掛けや、子どもの意見や考えの尊重について、概ね8割が「そう思う」と回答しており、子どもへの質問と概ね同じ傾向が示されています。
- 一方で、おとなの約7割が、子どもは「自分のことが好き」と考えていると思うかについて、「そう思う」と回答していますが、同様の趣旨の子どもへの質問で「自分のことが好き」と回答した方は5割程度と、おとなと子どもで認識のずれがあることが伺えます。

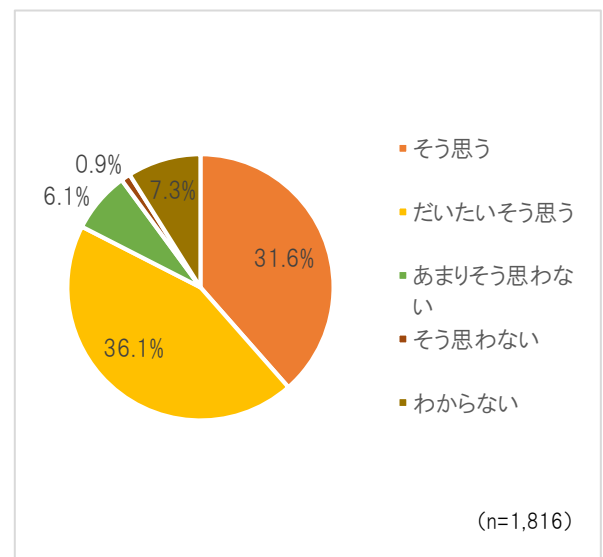
問6 お子さんが不安な様子をしていたら、声を掛けたり話を聞いたりしていると思いますか。



問7 お子さんの考えや意見を理解し、尊重していると思いますか。

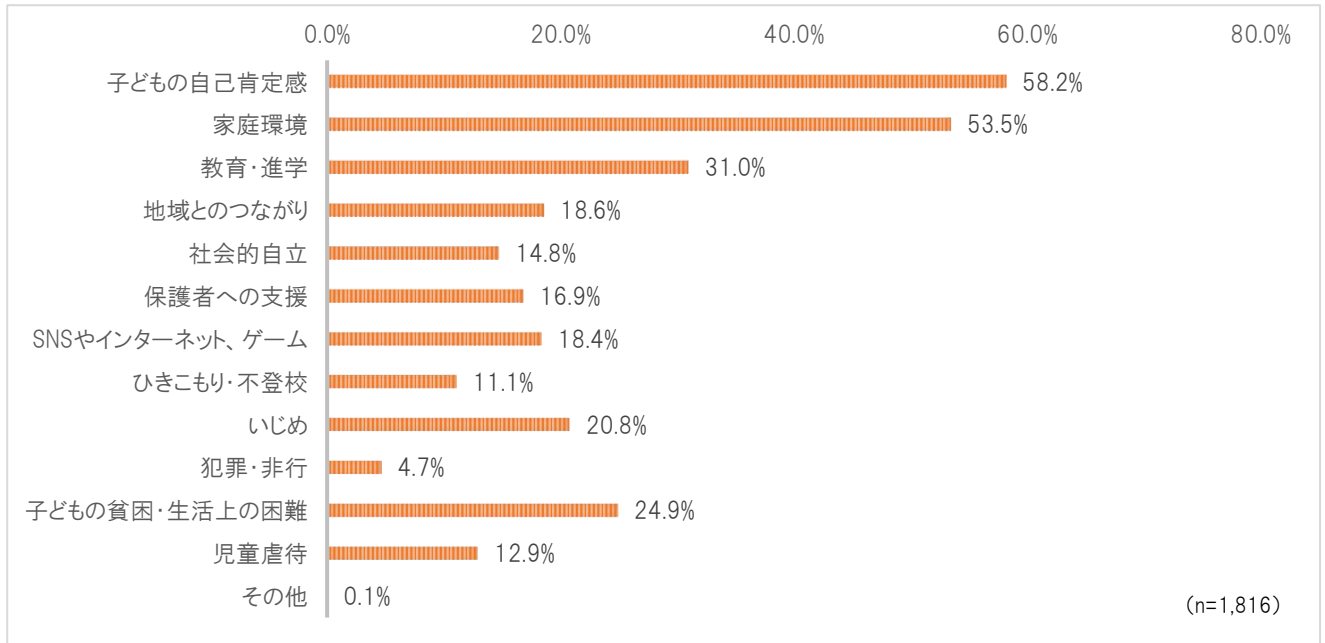


問8 お子さんは「自分のことが好き」と考えていると思いますか。

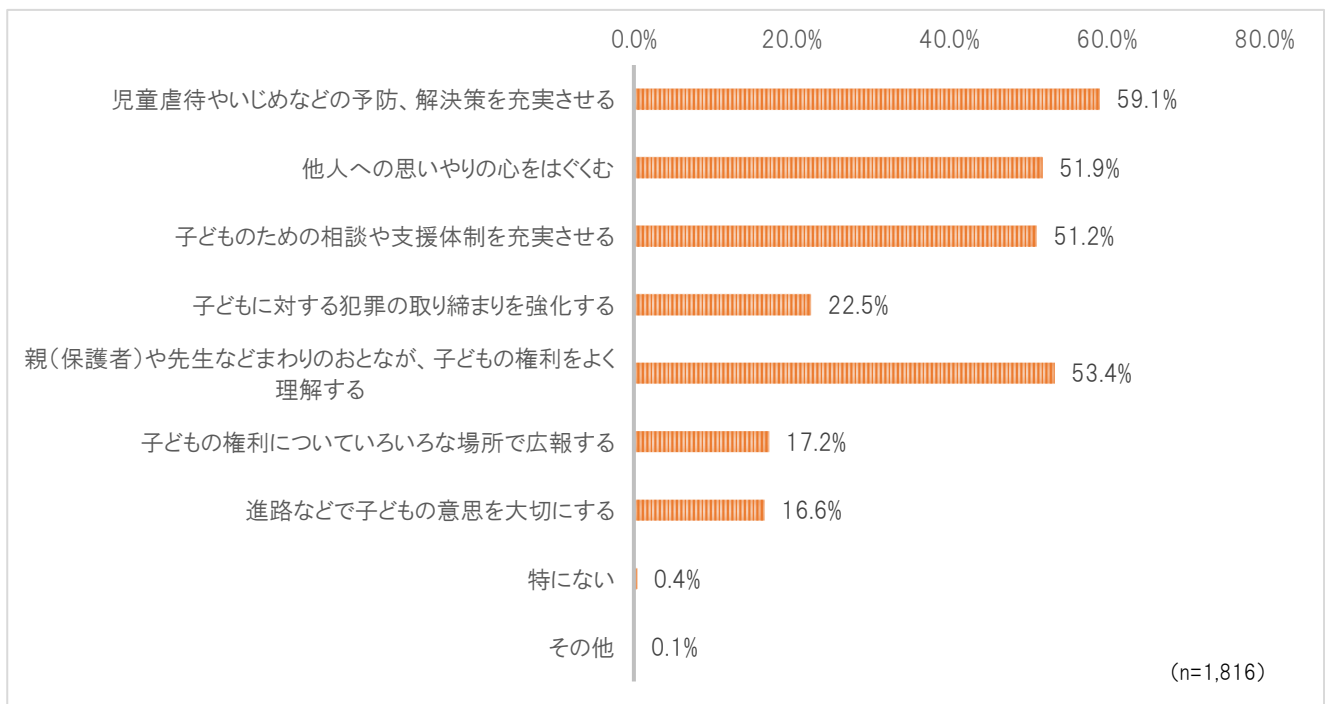


- 子どもを取り巻く課題として重要なものとして、「自己肯定感」「家庭環境」が多数を占める結果となり、次いで「教育・進学」「子どもの貧困・生活上の困難」「いじめ」が重要と考えられています。
- 子どもの権利を守るために必要なことについては、子どもへのアンケートに近い結果となりました。

問9 子どもを取り巻く課題として重要だと思うものは何ですか。(複数回答)



問10 子どもの権利を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問11 新潟市が、「すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまち」となるために、ご意見があれば記載してください。（自由意見）

<p>経済的な問題が大きく影響すると思います。おとなの社会生活の縮図が子どもに反映されてくると考えますので、経済的な支援と最適な就労支援などが必要なのではないかと考えます。</p>
<p>子どもに携わる人は、全員とは難しいとは思いますが、病気や数字だけでなく、子どもの性格や姿勢を見て判断して欲しいです。</p>
<p>一人一人に焦点が当たりやすい街にしてほしい。</p>
<p>教職員の勤務環境を良くしてほしい。</p>
<p>学校設備費にもっと税金使って、古い楽器や図書を新しくしてください</p>
<p>子どもも生まれたときから一人の人として尊重されて育まれるという社会的な意識やそのための親の意識改革が必要ではないかと感じます。地域社会でも次の世代をみんな育てるといった共通イメージが必要なのではないのでしょうか。</p>
<p>格差社会がますます広がり、その影響が子どもに及んでいます。最も危惧するのが家庭環境、事情によって教育を受ける機会にばらつきが出ること。ぜひ是正する施策を講じて欲しいです。</p>
<p>子どもの権利条約について、おとなが当たり前のように理解していることが必要です。子どもの安心安全が守られるために、おとなが協力し合う社会になれば良いと思います。</p>
<p>親も子育てに苦しんでいる。子どももそんな親に苦しんでいることがある。子育ては決して親だけでなく、第三者があたたかく見守り、手助けできる場所、親も子どもも気軽に助けを求められる場所が必要だと思う。</p>
<p>東区の寺山公園といーてらすのように、見通しが良くておとなの目が届きやすい、子どもが安心して集まり過ごせる場所が各地域にあるとよいです。学校や家庭では相談しにくいことも気軽に相談できる場所を併設してはいかがでしょうか。</p>
<p>コロナ禍で色々な行事が取りやめになり、娘は大切な高校生活で調子を崩してしまいました。今しかできない経験をする機会を失い、子どもたちはがっかりの連続でも頑張っています。一日も早くコロナが治まり会話しながらお弁当を食べる事のできる日常に戻ってほしいです。</p>

子どもを育てるためには地域支援も大切。たとえば学童保育の 充実。だが実態は支援員不足で理想的な運営とはかけ離れているクラブが多い。賃金含め手厚い労働環境の改善が必要です。モンスターペアレントへの対応。学校が疲弊している。学校任せでなく、行政はかけ声だけでなく、積極的に「具体的」な支援を早急にすべき。

3人子どもがいる家庭への支援をお願いしたい。よくあるのが年収制限です。子どもが1人、2人の世帯と、3人の世帯とで同じ制限をかけられると困ります。1人多く育ててるのに、と不満が出ます。これは多くの3人子どもがいる世帯でよく聞くグチです。市町村によっては国の補助金からもれた世帯を市町村が補助する所もあります。また、子ども医療費が無料の県から来た人は、新潟市の子供医療費が約500円かかる事自体、子育てに前向きではないと受け取られています。県外へ行くともっと子育てしやすい市町村があります。それらの人たちが新潟に定住することに躊躇しています。対策を宜しくお願い致します。

自分の家の近くで子どもが犯罪に巻き込まれ亡くなりました。このようなことが二度と起きないように地域とのつながりを今一度、考えていく時期だと思います。

ちゃんとした情報が得られず、孤立している保護者もいると思うので、ショッピングセンターなど、ふらっと気楽に立ち寄れる相談場所があると良いなあと考えております。

自己肯定感の低い子どもが多い気がします。もっと子どもの話を聞く、子どもの意見を大切に上げてあげる時間を増やす事が大切だと思います。

子どもが小学校から子ども条例の広報紙をもらってきて一緒に読みました。当たり前のことかもしれませんが、子どもにとって大切な権利であり、大人である私たちが守っていかなくてはならないと改めて気づかされました。そして家庭だけではなく、日々過ごす保育園や学校の大人の方達にも是非この子どもの権利を意識してもらいたいです。

普段から感じていますが、周りのおとなが声をかけることが豊かな子ども期を過ごすことに繋がっていると思います。褒める、注意することはもちろん、何気ないことでも話しかけたり気にかけることにより、子どもを傷付けようとする人間から守ったり、事故を未然に防ぐことが出来ると思います。普段から、声をかけ慣れていれば、有事の際に知らない人に助けを求めることにも抵抗を少なく出来ると思います。

(2) 子どもの権利が守られていない状況

① 児童虐待

【概要】

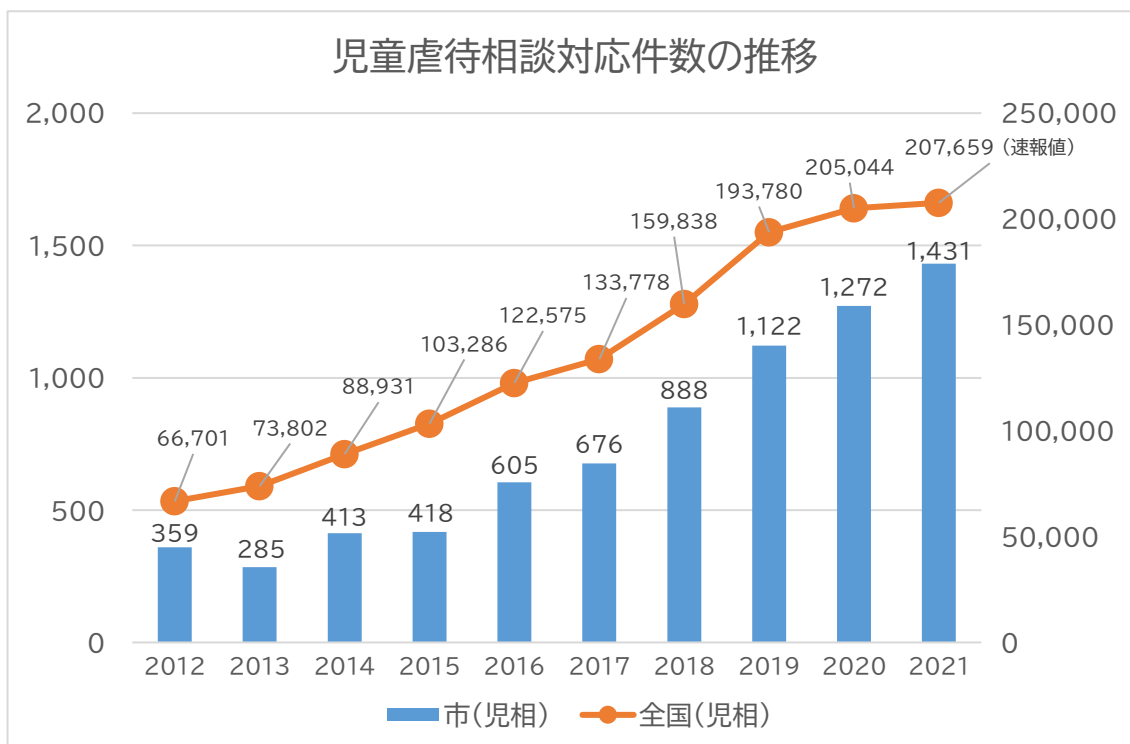
子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものです。

令和元（2019）年6月に、児童虐待防止対策の強化を図るため、「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、子どもの権利擁護の強化として、「親権者等による体罰の禁止」が明確化されました。

子どもは一人ひとりがかげがえのない価値をもっており、最善の利益を保障されるなかで、おとなは子どもの安心・安全を最優先に考えることが重要です。

【本市の状況】

児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、緊急に安全確保が必要な一時保護児童の件数も増加している中、困難な状況にある子どもの権利を守るため、適切な支援策を講ずることが重要です。



【本市の対応】

虐待の起こった世帯を支援していくためには、リスク要因を軽減、又は消滅させる必要がありますが、それは一個人や一機関だけでは到底なしえません。児童の福祉に関係する全ての機関が、各区健康福祉課を中心に連携して支援を行い、場合によっては児童相談所と連携しながら、世帯を児童虐待が起こらない環境に導く必要があります。

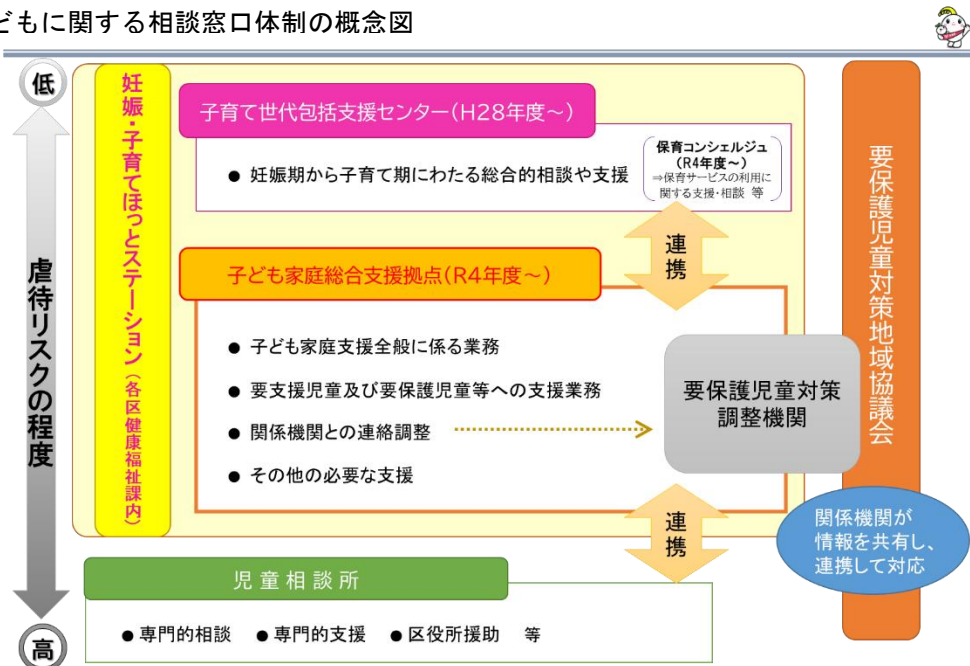
新潟市では、関係機関連携による児童虐待防止ネットワークを構成し、支援を行っています。

虐待を受けている児童をはじめとする支援対象児童等（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項に規定する「支援対象児童等」をいう。）の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及び保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものが、児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」です。

虐待に対応していくために関係機関の協力体制を築きあげ、それぞれの機関の持つ力を総動員し、いくつもの会議を交えながら全ての児童虐待事例への支援を行っています。

さらに令和 4（2022）年度から、子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を一体的に担うための機能を有する子ども家庭総合支援拠点を整備しました。この子ども家庭総合支援拠点が、要保護児童対策地域協議会の調整担当機関の役割も担うことで支援体制の充実を図っています。

子どもに関する相談窓口体制の概念図



② 子どもの貧困

【概要】

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成 24 (2012) 年には過去最高の 16.3%を記録し、平成 27 (2015) 年には、13.9%、平成 30 (2018) 年には 13.5%と改善したものの、おおよそ 7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあります。

日本の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、平成 22 (2010) 年における OECD 加盟国の子どもの貧困率を参考とすると、日本は加盟国 34 か国中 9 番目に高い結果となっています。

子どもの貧困は経済的に困窮していることにより、周りの子どもが当たり前を持っているような物、教育や経験の機会などがはく奪され、不利な状況がまた一層不利な状況を呼び、社会との関係性を失い、健やかに育ち、自立していくことが困難になってしまいます。そして、その後の人生に多大な影響を与えることにつながっていきます。

そのような不利で困難な状況は、子どもやその家族だけの努力では抜け出すことが難しく、また、その状況が次世代に連鎖することが懸念されていることから、その対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっています。

【本市の状況】

令和 3 (2021) 年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査」(以下「市民アンケート調査」という。)によると、年間の世帯収入の合計額は、子ども・若者のいる世帯では「700 万円以上」の割合が高く、ひとり親世帯では、「200 万円～250 万円未満」の割合が高くなっています。

平成 29 年度に実施した市民アンケート調査と比較すると、ひとり親世帯の年間の世帯収入の合計額が「300 万円未満」の割合が約 60%から約 76%に増加(+約 16%)しています。

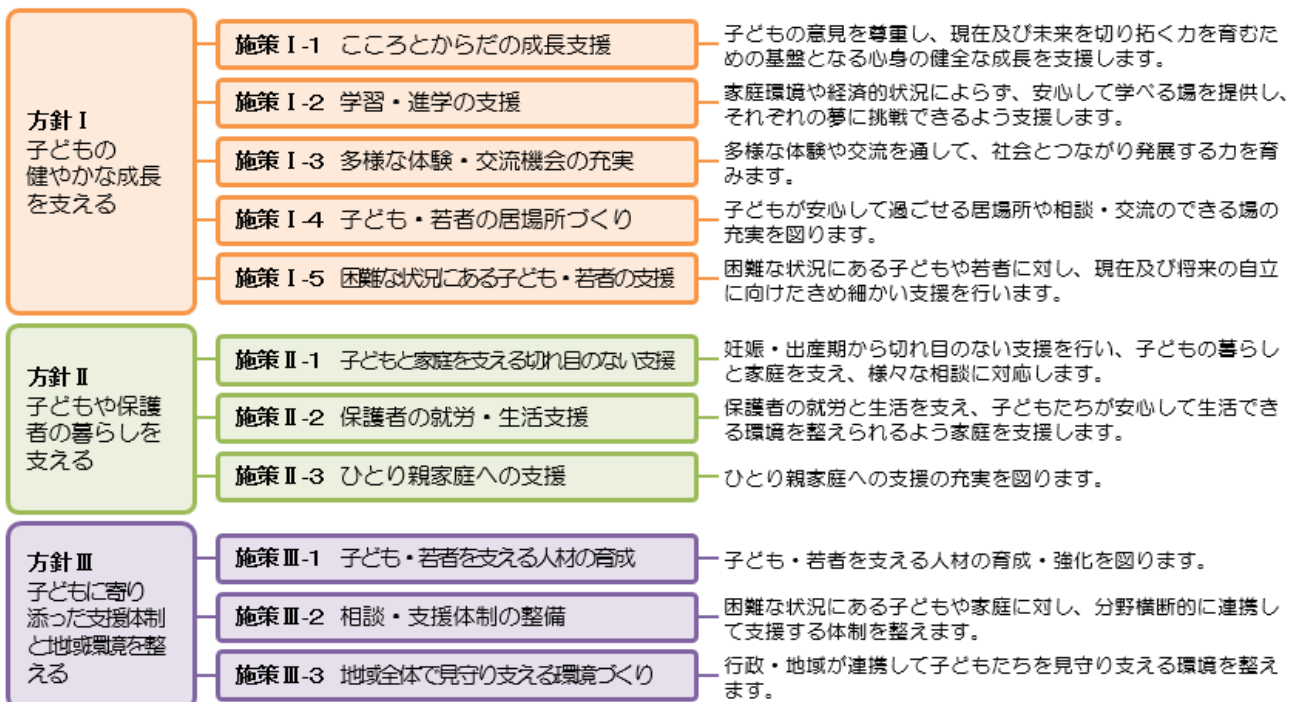
過去 1 年間の経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験について、ひとり親世帯の約 4 割が「必要な衣料を買えなかったこと」、約 3 割が「必要な食料が買えなかったこと」が、2 割弱が「電気・ガス・水道料金の未払い」などが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答しています。

今般の調査結果を踏まえると、以下の課題が把握されています。

子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済的状況等により、できない経験や進学をあきらめる状況などが依然としてみられる。 ・子ども一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が必要。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困難の背景には複合的な要因がみられ、様々な視点から家庭や保護者を支える支援が必要。 ・家庭の経済的状況が、子どもの経験や希望の持ち方に影響している様子が見られる。
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭を支える人材の専門性を高めつつ、マンパワーの充実を図るとともに、分野間での連携・情報共有のさらなる強化が必要。 ・家庭の経済的状況等により、地域社会とのつながりや相談相手、支援制度の利用状況等に差がみられる。

【本市の対応】

「新潟市に暮らすすべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたり、夢や希望をもって健やかに成長し、その意見が尊重され、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるようにする。また、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域全体で子どもと家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現を目指す」ことを基本理念に、以下の体系により施策を推進していくこととしています。



③ ヤングケアラー

【概要】

家庭内での役割として子どもが家族をケアすることは、家族の絆を強め、思いやりや責任感などを育むことにつながるなどの良い面があります。一方で、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、子どもにとっての過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康や安全や教育に影響が出てしまうことがあります。

家族が抱える課題が複雑で複合しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのために、関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。

ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、本市では、ヤングケアラーを「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」として捉えています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga

【本市の状況】

県内に住むヤングケアラーの状況やケアの影響、及び支援の現状などを把握するため、令和3（2021）年8月から10月にかけて、公立中学2年生（以下、中学生）と公立全日制高校2年生（以下、高校生）を対象に「新潟県ヤングケアラー実態調査」が行われました。新潟市・新潟県・全国の比較は以下のとおりです。

《世話をしている家族が「いる」と回答した割合》

区分	新潟市	新潟県	全国
中学生	5.7%	5.9%	5.7%
高校生	3.1%	2.8%	4.1%

- 中学生の17人に1人が「世話をしている家族がいる」と回答。
- 「世話をしている頻度」として、「ほぼ毎日」との回答が約半数、「週に3～5日」との回答が約20%程度であることは、全国と同様の傾向となっている。
- 「世話をしている家族がいる」と回答した中高生のうち、「世話をしていることで、やりたいことができていること」の問いに対し、「宿題をする時間や勉強する時間がとれない」「睡眠が十分に取れない」「自分の時間が取れない」などと回答した生徒の割合は、中学生で21.2%、高校生で28.3%となっている。

【本市の対応】

前述の調査を踏まえると、本市でも推計400人程度のヤングケアラーが存在する可能性があり、これらの子どもたちを支援につなげていくため、学校現場等での理解の促進、関係機関の連携が必要です。また、市民への広報・啓発による認知度の向上も重要です。

④ いじめ

【概要】

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

すべての子どもは、安心して、生き生きと、自分らしさを発揮して生活する権利をもっています。そして、教師や保護者など、子どもを取り巻くすべてのおとなには、子どものもつ権利を保障する社会をつくっていく責任があります。そのため、おとなはいじめのない社会を作るための不断の努力をしなければなりません。いじめのない社会をつくることは、社会全体の大きな使命です。この実現のためには、市民一人一人が当事者意識をもっていじめの問題を受け止めることが重要であるとともに、社会全体でいじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない風土づくりを進めていく必要があります。

【本市の状況】

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、本市の小・中・高・特別支援学校における、いじめ認知件数の総計は13、652件であり、児童生徒1、000人あたりの認知件数は232.2件となっています。

《いじめの認知件数》

区分	新潟市	新潟県	全国
総計	13,652 (12,719)	21,254 (17,107)	615,351 (517,163)
1,000人あたりの認知件数	232.2 (214.6)	97.4 (77.1)	47.7 (39.7)

※ 国公立の小・中・高・特別支援学校の認知件数

※ ()内は、令和2年度の認知件数

また、本市の小・中・高・特別支援学校における、いじめの解消の状況は「解消」が11,235件、解消率は82.3%となっています。

《いじめの解消の状況》

区分		解消	取組中	その他
新潟市	総数	11,235	2,408	9
	認知件数に対する割合	82.3	17.6	0.1
新潟県	総数	17,254	3,973	27
	認知件数に対する割合	81.2	18.7	0.1
全国	総数	493,154	121,479	718
	認知件数に対する割合	80.1	19.7	0.1

【本市の対応】

いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、新潟市いじめ防止基本方針を定めています。この基本方針は、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の取組について、体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載しています。

基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

基本方針のポイント

- いじめの防止等の基本的な考え方を明記しました。
- いじめの防止等に関係する機関の連携強化及び対策協議を行う組織を設置します。
組織：新潟市いじめ防止市民連絡協議会、新潟市いじめ防止対策等専門委員会
- 重大事態の発生に伴う調査等を行う組織を条例設置します。
組織：新潟市いじめ防止対策等専門委員会、新潟市いじめ問題調査点検委員会
- 全市立学校は、いじめの防止等のための具体的な取組を明確化した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校全体で取り組むための「組織」を設置します。

この他、いじめ見逃しゼロスクールや人権週間などの取組により、各地域、学校において工夫を凝らしたいじめ防止等の取組が行われています。

(3)現状と課題

- 子ども向けアンケートの結果を踏まえると、子どもの権利についての認知度は一定程度あるものの、子ども固有の権利を理解し、これを踏まえて意見を表明したり社会に参加したりする取組は、未だ十分とはいえない状況が分かりました。
- 子どもの悩みの有無に関しては約4割が「ある」と回答しているものの、不安や悩みを相談できる相手の有無に関しては、約15%が「いない」と回答しています。そして、市が「子どもの悩みに対応する窓口を作ったら相談してみたいと思うか」という質問に対し、約25%が「相談してみたいと思う」と回答しています。
- おとな向けのアンケートの結果を踏まえると、子ども条例の認知度は子どもに比べて低く、日々の生活のなかで大切にされている子どもの権利についても、「自分らしく生きる権利」「身近なおとなに思いや願いを受け止めてもらえる権利」「社会に参加する権利」が相対的に低いことが分かりました。
- 子ども向けアンケートとおとな向けアンケートを比較すると、子どもの自己肯定感に関する認識には差があり、子どもは「自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがありますか」との問いに8割以上が「ある」と回答していることを踏まえると、おとなに対し幅広く子ども条例の趣旨を周知していくとともに、おとなが子どもに寄り添い、意見や考えを聞く機会や体制を充実させていくことが重要であると考えられます。
- 児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー、いじめなど子どもの権利が守られていない状況については、それぞれのセクションで様々な支援が行われており、関係機関や民間団体などがしっかりと連携・協力しながら対応していくことが重要です。
- 一方で、SOSの声をあげられない子ども、自分の権利が侵害されている状況で相談や支援を求めることに躊躇してしまう子どもも一定数存在しており、そのような子どもたちに対しても適切な相談や支援に結び付けていくことができれば、より子どもの権利が守られる社会に近づくものと考えられます。



このような現状を踏まえ、子どもの権利が守られ全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に向けた施策の方向性を示します

SDGsでも子どもの権利に関連する目標が掲げられています

SDGs（持続可能な開発目標）は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



貧困や飢餓をなくすこと、健康と福祉、質の高い教育をすべての人に提供するといったSDGsに掲げられたゴールを目指すことは、子どもの権利を守ることにもつながります。（以下は関連するゴールのロゴマーク）



3 子どもの権利を守るために

(1) 基本理念及び考え方

子どもの権利保障を推進していくためには、子どもが一人の人間として尊重され、成長・発達段階に応じ必要な支援を受けながら、すこやかに成長していける環境を構築していくことが必要です。

そのためにも、まず子どもたち自身が、「安心して生きる権利」や「豊かに生き育つ権利」など、自らが有する子どもの権利を理解し、仲間やおとなに対しても自由に意見や考えを伝え、社会に参加していくことが大切です。

子どもの権利が大切にされ、自らの意見や考えを発信し、これを受け止めてもらう経験は、子どもたちの自信や自己肯定感を育むことにつながります。また、他者にも自分と同様に権利があることを理解することで、思いやりの気持ちを育むことにもつながります。

子どもの権利が保障され、子どもの声が活かされるまちづくりを進めていくためには、子どもに関わるすべてのおとなが、子どもの権利を理解し、子どもの意見を受け止めるいわば“ファシリテーター”としての役割を担っていくことが求められます。

親や保護者、保育士や教員、地域の方々、事業者を含めたすべてのおとなが、子どもの主体性を尊重しながら、子どもの声を受け止め、健やかな成長を見守っていくためには、おとな自身も必要な支えを得て、ゆとりと自信を回復することが欠かせません。

新潟市はこれまで、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念に、“新・すこやか未来アクションプラン”に基づき、ライフステージに応じ子ども・子育てに関する切れ目のない支援を展開してきました。

新潟市子ども条例は、子どもの権利保障の観点から、本条例をすべての子どもに関する施策の基本としながら、各施策において子どもの権利を尊重していくことを求めています。

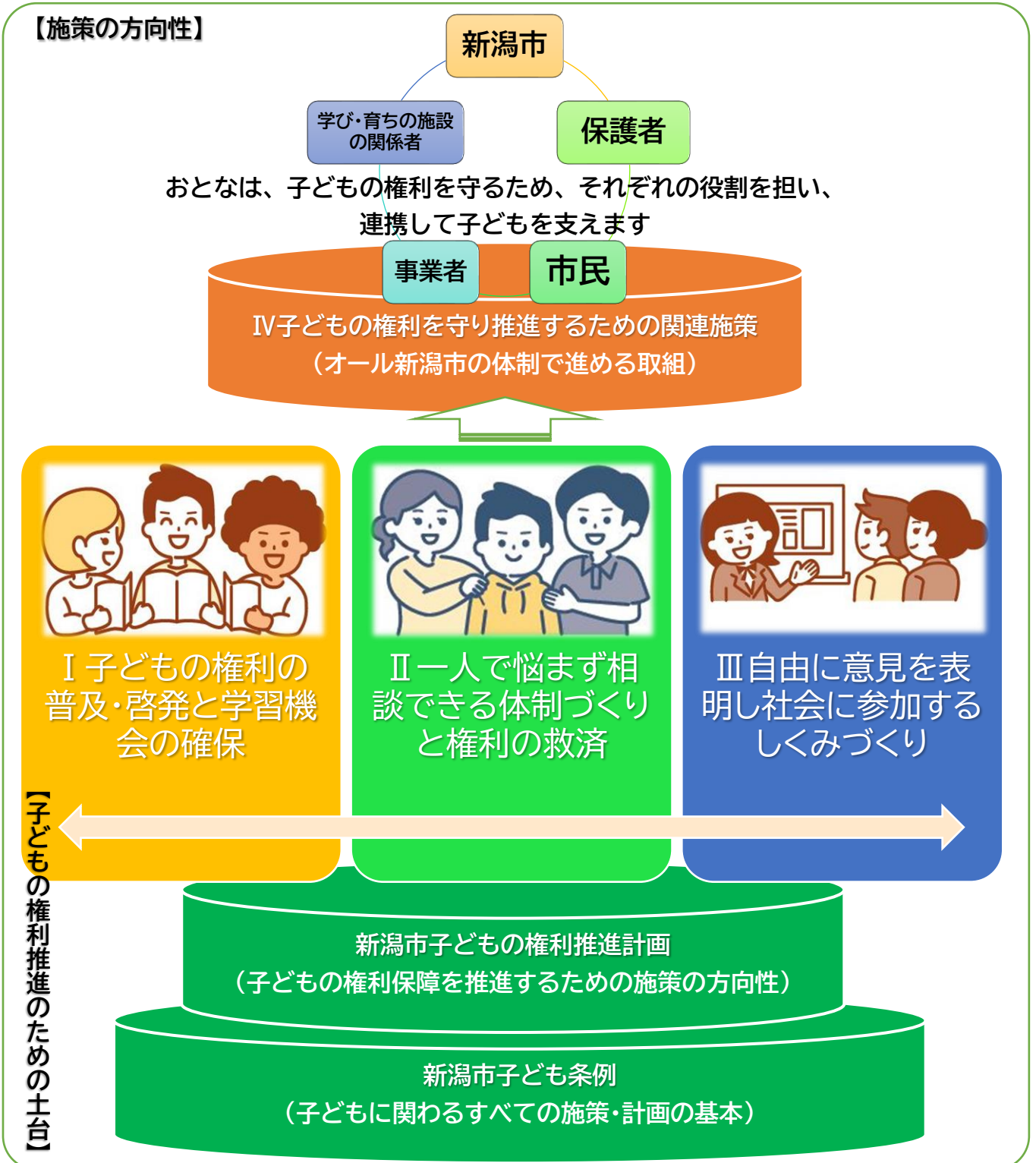
このことから、本計画においては、子ども固有の権利保障に資する取組と、子ども・子育て支援の取組を両輪としながら、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めていくため、次の通り基本理念を定め、施策を推進していくこととします。

全ての子どもが豊かな子ども期を過ごす

ことができるまち にいがた

(2) 施策体系

前述の基本理念を踏まえ、子どもの権利が守られ、真に子どもの豊かさと成長の力が育まれる環境づくりを進めていくため、オール新潟市の体制で全庁的な連携を図るとともに、民間事業者や地域社会とも緊密に連携・協力しながら、以下の方向性に基づき、施策を展開していくこととします。



I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保

根拠条文（抜粋）

（周知啓発等）

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

- （1） 周知啓発
- （2） 学習及び研修の実施
- （3） 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

《施策の方向性》

すべての子どもは、誰もが生まれながらにして権利を持っているものであり、おとなは、その権利の行使には何ら義務を伴うものではないことを理解することが重要です。

そして、自分を大切にすること、相手にも自分と同じ権利があること、相手の権利を侵害しないことを子ども自身が理解することも重要であり、子どもの権利が尊重される社会を作っていくことはおとなの責務です。

子どもが自分の権利を知り、理解を深めるために主体的に学ぶことは、自己肯定感を育むことにつながります。さらに、子どもは、自分の権利が侵害された時には誰かに相談することができること、そのための場があることを知っていることも、自分の権利を大切にすることにつながります。

そのためには、保護者・教職員・子どもに関わる機関や組織のスタッフなど、すべてのおとなが子どもの権利を理解し、具体的に自らができることを学ぶ機会を持つことが必要です。

また、子どもの発達是多様であり、発達段階に応じた言葉・方法を用いて伝えることは、子どもたち自身が自らの権利を理解することを促進するために重要です。

これら基本的な考え方を踏まえ、関係機関と緊密に連携を図りながら、子どもの権利について普及・啓発し、学ぶ機会を確保していくため、次のとおり施策を推進していきます。

項番	施策	取組の概要
I-1	発達段階に応じた啓発資料の作成と展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達段階に応じた分かりやすいパンフレットを作成し、様々な機会を通じ配布します。 ● 周知・啓発動画等を作成し、様々なメディア、ツールを活用しながら幅広く周知します。
I-2	周知・啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年5月5日から11日にかけての子どもの権利推進週間及び11月の子どもの権利推進月間を通じ、関係機関と連携しながら様々な周知・啓発の取組を実施します。 ● 民間における子育て関連イベント等に参画し、幅広い層に周知・啓発を図ります。
I-3	多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS等を活用しながら、子育て世代のみならず、幅広い世代をターゲットに周知・啓発を進めます。 ● 情報発信に際しては、分かりやすさや親しみやすさに配慮しながら取り組みます。
I-4	子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員、保育士、放課後児童クラブの職員、民生委員・児童委員など子どもに関わるすべてのおとなが本条例の趣旨を理解し、学ぶことができるよう、研修の機会を提供します。 ● 児童虐待の防止は子どもの権利を守ることにつながることから、研修の実施に際しては、子どもへの暴力を防止するための人権教育プログラムであるCAP(Child Assault Prevention)等の活用を促進します。
I-5	妊娠期からの継続した学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳に子ども条例の概要を掲載すること等により、これから親となる妊娠期のおとなや親になったばかりのおとなに対し継続して周知・啓発を図ります。 ● ゆりかご学級や母親・父親学級などの各種講習会、赤ちゃんの定期健康診査などの機会を通じ周知・啓発を進めます。

I-6	学校や地域活動における子どもとおとなへの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティスクールや地域教育コーディネーター、青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえて、子ども条例に関連したワークショップや学習会等の実施を促進します。 ● いじめ撲滅に係る啓発や人権教育など既存の取組と組み合わせながら、子どもの権利の理解を促進します。 ● 学校や地域で実施された好事例を集約し、関係者に共有することにより、より取り組みやすい環境を整備します。
I-7	情報が届きにくい子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● だれ一人取りこぼさない社会を目指し、不登校や様々な理由により学校教育や社会との関係が希薄になっている子どもたちへ情報を届けるため、多様な手段を活用しながら子どもの条例の趣旨を届けられるよう配慮した取組を進めます。 ● 自分の意思を言葉であらわすことの困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシー(子どもが声を上げることがをサポートする活動)を推進します。
I-8	事業者への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもをもつ保護者の権利を保障するため、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進の取組と連携しつつ、関係団体等の協力を得ながら、事業者への周知を進めます。

Ⅱ 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

根拠条文（抜粋）

（権利侵害の救済等）

第17条 市は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築するなど、必要な措置を講じなければなりません。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

〈施策の方向性〉

子どもはおとなに比べ権利侵害を受けやすく、一方で救済機関へのアクセスも難しいこと等から、その人権には特別な注意が向けられなければなりません。

しかし、例えばいじめ防止対策推進法では、学校の設置者又は学校において、重大事態への対処として調査を行うことが規定されているものの、そこでは事実の調査と再発防止が主な目的であり、権利救済が直接の目的とはなっておらず、権利救済制度に代わるものとはいい難いのが現状です。また、教師等子どもの指導にあたる者による体罰や不適切な指導・言動等、学校関係者が権利侵害を行ったような場合に、子どもの権利を擁護する観点から適切に対応できない可能性もあります。

先に「2 子どもを取り巻く現状と課題」で記載した通り、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー、いじめの問題は、いずれも子どもの権利が侵害される事象であり、困難を抱える子どもが気軽に相談することができ、その内容を踏まえ適切な支援につなげていくことが重要です。

また、先に実施した子ども向けアンケートにおいては、「普段から不安や悩みがあるか」という問いに対し、「ある」と回答した子どもが39%存在し、「市が子どもの悩みに相談する窓口を作ったら相談してみたいと思うか」という問いに対し、「相談してみたいと思う」と回答した子どもが24%という結果でした。

これらを踏まえ、子どもや保護者等からの相談に適切に対応し、必要な支援や解決につなげていくため、独立性を有する第三者的な立場で問題を調整し、解決を図ることができる体制の構築に向け、次のとおり施策を推進していきます。

項番	施策	取組の概要
Ⅱ-1	子どもの権利擁護機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け、以下の点に留意しながら設置に向けた検討を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの権利を擁護するための専門職として、子どもの権利擁護委員を配置します。 ✓ 委員の独立性、公正・中立性を担保するため、外部有識者や関連団体等からの推薦を得て配置します。 ✓ 権利侵害の相談・救済機能、政策提言機能を有する体制を整備します。 ✓ 権利擁護機関の設置にあたっては、関係する外部の専門家や機関との間で十分な意見交換・調整を経て、必要な根拠規定を整備します。
Ⅱ-2	子どもが気軽に相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもからの相談のハードルを下げるため、悩みや課題を抱える子どもが多様な手段によりアクセスできるよう、必要な体制を整備します。 ● 子どもを取り巻く課題に対し、適切に対応できる調整・相談員を配置します。
Ⅱ-3	子どもの意見を代弁するアドボカシーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意思を言葉であらわすことの困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシー(子どもが声を上げることがサポートする活動)を推進します。(再掲) ● 子どもの意見を代弁するアドボケイト(擁護者)を育成し、適切に配置します。
Ⅱ-5	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども等からの相談を適切な支援につなげるため、子どもや家庭に関する他の相談機関等とのコミュニケーションを図り、適切に連携する体制を整備します。

Ⅲ自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

根拠条文（抜粋）

（子どもの意見表明と参画の促進）

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

（参加の機会の確保）

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

《施策の方向性》

子どもの「意見表明・参加権」は子どもの権利推進の中核であり、子どもは自ら声（意見）を自由に発することを保障された権利主体であることを、子ども自身を知ることが重要です。ここでいう「自由に」とは、おとなや他の子どもに遠慮・同調したり、忖度して声を出すことをためらったり諦めたりすることがないように、「意見表明・参加権」保障の重要性を同時に示すものであることに留意が必要です。

そして、子どもには意見表明や参加する権利を有することを認識した子どもたちは、自ら声（意見）を自由に発することについて考えるようになり、自分以外の子どもやおとなとの対話を通じて、その意味を広く分かち合うことができるようになります。

また、子どもが意見を表明し、社会に参加していくためには、その声を聴き、受け止めるおとなの存在が不可欠です。おとな自身が子どもの有するこれらの権利を尊重し、意見表明と社会参加を促す存在としての役割を担うためにも、例えば子どもと年齢的にも近い若者を、子どもの意見をくみ取るファシリテーターとして育成していくといったことも、子どもの意見表明と社会参加を促す取組の一つとなります。

さらに、すべての子どもが自らの意見を発信できるとは限らないことにも留意が必要です。障がいや不登校、被虐待など、自ら声をあげることができない子どもの意見をくみ取るとともに、必要に応じ代弁できる仕組みの構築も求められます。

子どもからの意見表明や社会参加に際しては、発信された意見等をおとながしっかりと受け止め、フィードバックしていくことにより、子どもの自己肯定感や自信を育むことにもつながることに留意しながら、次のとおり施策を推進していきます。

項番	施策	取組の概要
Ⅲ-1	子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見表明権・社会参加権は子どもの権利推進の中核であるという認識のもと、地域と学校との協働の取組等を通じ、子ども、おとな双方への理解を促進するよう努めます。 ● コミュニティスクールや地域教育コーディネーター、青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえて、子ども条例に関連したワークショップや学習会等の実施を推進します。(再掲) ● いじめ撲滅に係る啓発や人権教育など既存の取組と組み合わせながら、子どもの権利の理解を促進します。(再掲)
Ⅲ-2	子どもが市政に参加する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 市のまちづくりや制度について学び、意見交換等を通じて、子どもが市政に参加できる仕組みを構築します。 ● 子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に関連するパブリックコメント等を通じ、子どもからの意見を収集するよう取り組みます。
Ⅲ-3	学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校などの教育の現場や児童福祉施設などにおいて、子どもの意見が尊重されるよう、好事例の取組を収集し関係機関に共有します。 ● 地域において身近な社会課題等について学び、意見交換や発表を通じ子どもの意見が反映される仕組みを整備します。
Ⅲ-4	子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと年齢が近い大学生などの若者をファシリテーターとして育成し、子どもの意見を集約するワークショップなどに派遣する取組を推進します。
Ⅲ-5	意見を発信することが難しい子どもへのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの SOS を聴き逃さないため、教職員、児童福祉施設等の職員、子育て中の保護者などに、子どもの声を聴くためのスキルアップを図れるよう取組を進めます。 ● 子どもの意見を代弁するアドボケート(擁護者)を育成し、適切に配置します。(再掲)

IV子どもの権利を守り推進するための関連施策

根拠条文（抜粋）

（責務）

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2～6 （略）

（施策の推進）

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

《施策の方向性》

本市ではこれまで、子ども・子育て支援に係る取組について、「新・すこやか未来アクションプラン」を中心に、ライフステージに応じた切れ目のない支援として様々な施策を展開してきました。

また、教育に関しては、「新潟市教育ビジョン第4期実施計画」において、“これからの社会をたくましく生き抜く力の育成”を中心的な考え方のテーマに設定し、これからの予測困難な社会において、おとなも子どもも社会の変化を前向きにとらえ、主体的に、多様な人たちとも協働しながら、よりよく、たくましく生き抜くことができるようになることを目指しています。

市に関わる様々な施策においても、子どもの権利を尊重する施策が展開されており、それぞれの施策や事業、取組自体が「安心して生きる権利」や「豊かに生き、育つ権利」など、子どもが有する固有の権利の保証や推進に資するものであるといえます。

子ども条例は、子どもに関連する施策及び計画の根本となることから、これまで実施してきた関連施策に、子ども条例に基づく考え方や理念を反映させていくとともに、オール新潟市の体制のもと、関係者と十分連携・協力しながら、子どもに関わる施策の充実を図り、以って子どもの権利保障を推進していくこととします。

項番	施策	取組の概要
IV-1	関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関わる職員や専門員の研修やワークショップなどの機会を通じ、子ども条例の趣旨を分かりやすく伝える機会を設けます。 ● 保護者や子ども向けの情報発信に際しては、子ども条例の趣旨を盛り込み、理解が促進されるよう取り組みます。 ● 関係機関や関係団体との連携に際し、子ども条例の理解が促進されるよう取り組みます。
IV-2	関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に関連するパブリックコメント等を通じ、子どもからの意見を収集するよう取り組みます。(再掲) ● 子どもが利用する施設等において、子どもからの意見を取り入れ、施設運営に反映させるよう努めます。

⇒関連事業一覧についてはP 5 4 以降を参照

(3) 施策の進行管理

施策の実施にあたっては、それぞれの方向性を踏まえ以下のとおり目標を設定し、本計画に基づく取組が着実に推進されるよう、指標を定め進行管理を行うこととします。

また、毎年各施策の取組状況を、新潟市子どもの権利推進委員会に報告することとし、委員等からの意見を踏まえ必要な改善や見直しを図ることとします。

【計画全体の指標】

- 日々の生活の中で、5つの子どもの権利が「大切にされていると思う」と回答した子どもの割合の平均値（“大切にされていない”と回答した割合を控除）

2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	2027（令和9）年度
69.6%	75%以上	80%以上

【施策の方向性Ⅰに関する指標】

- 新潟市子ども条例を「知っている」と回答した子どもの割合

2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	2027（令和9）年度
65.8%	75%以上	85%以上

- 新潟市子ども条例を「知っている」と回答したおとなの割合

2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	2027（令和9）年度
57.0%	65%以上	75%以上

【施策の方向性Ⅱに関する指標】

- 不安や悩みを相談できる相手が「いる」と回答した子どもの割合

2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	2027（令和9）年度
85%	向上させる	90%以上

【施策の方向性Ⅲに関する指標】

- 意見表明又は社会参加に係る取組を実施した学校の割合

2022（令和4）年度	2025（令和7）年度	2027（令和9）年度
調整中	調整中	調整中

4 資料

(1) 連携事業一覧

作成中

(2)新潟市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 子どもの権利（第7条－第12条）

第3章 子どもの生活の場における権利保障（第13条－第16条）

第4章 権利侵害の救済（第17条）

第5章 権利の保障と推進（第18条－第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することを重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。

この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人が相互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接する必要があります。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (2) 子ども期 子どもが、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する全過程をいいます。
- (3) 成長発達 障がいの有無又は性別にかかわらず、一人ひとりの子どもが、精神的又は身体的な能力をその最大限まで獲得していく過程をいいます。
- (4) 学び・育ちの施設 学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。
- (5) 身近なおとな 家庭、地域及び学び・育ちの施設において日常的に子どもと直に接するおとなをいいます。
- (6) 思いや願い 言葉、行動、身体症状などによって表される欲求、意見、考え又は感情などをいいます。
- (7) 保護者 親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他子どもを現に養育する者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（以下「子どもの権利」といいます。）として有し、かつ、これを実現するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に伝えてもらうこと。
- (2) 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

2 子どもは、前項に定める子どもの権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法その他の法令により定められた権利が保障されなければなりません。

(責務)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 学び・育ちの施設の関係者（以下「施設関係者」といいます。）は、自ら関わりのある子どもの権利を

尊重し、その保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。

5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

(周知啓発等)

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

(1) 周知啓発

(2) 学習及び研修の実施

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

(子どもの意見表明と参画の促進)

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

第2章 子どもの権利

(この章に規定する子どもの権利)

第7条 この章に規定する子どもの権利は、子どもが、かけがえのない一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達するために、全ての子どもに生まれた時から等しく保障されます。

2 この権利の保障に際しては、それぞれの子どもの年齢、成熟の度合い及び置かれた状況にふさわしい配慮がなされなければなりません。

3 この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) いのちが守られ、尊重されること。

(2) 愛情を持って育まれること。

(3) 差別又は偏見を受けないこと。

(4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。

(5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。

(6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

(豊かに生き、育つ権利)

第9条 子どもは、豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 自分に合ったペースで生活すること。

(2) 学ぶこと。

- (3) 遊ぶこと。
 - (4) 安心できる場所で休むこと。
 - (5) 仲間と集うこと。
 - (6) 自由な方法で表現すること。
 - (7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。
 - (8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。
 - (9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につける環境を保障されること。
 - (10) 子どもの権利について知ること。
- (自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
 - (2) 不平等な扱いを受けないこと。
 - (3) プライバシーが守られること。
 - (4) 自尊心を傷つけられないこと。
 - (5) 可能性を大切にされること。
 - (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。
- (身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
 - (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に応えてもらうこと。
 - (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
 - (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。
- (社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、社会に参加するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

第3章 子どもの生活の場における権利保障

(家庭における保障)

第13条 保護者は、子どもの権利を保障するため、豊かな子ども期を過ごすための生活環境を確保するとともに、子どもの立場に立ち、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努めなければなりません。

3 保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが自ら権利を行使できない場合は、子どもに代わっ

て子どもの権利を行使するよう努めなければなりません。

- 4 保護者は、子どもが今を豊かに生き、成長発達するために必要な場合には、施設関係者に、その子どもに関する情報を求めることができます。
- 5 保護者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 6 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
- 7 市は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
- 8 市は、保護者が尊重され、安心して子育てができるよう、財政的援助を含む必要な支援に努めなければなりません。

(学び・育ちの施設における保障)

- 第14条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
 - 3 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
 - 4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときには、関係する子どもに対して迅速かつ適切に対応しなければなりません。
 - 5 施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
 - 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。
 - 7 施設関係者は、子どもが安全にかつ安心して活動できるよう、施設の安全管理体制の整備に努めなければなりません。
 - 8 施設関係者は、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供するよう努めなければなりません。
 - 9 学び・育ちの施設の設置者及び管理者は、その職員が子どもの権利を保障できるよう、環境の整備に努めなければなりません。
 - 10 市は、施設関係者が子どもの権利について正しく理解するために、施設関係者に対する研修の充実に努めなければなりません。

(地域における保障)

- 第15条 市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに今を過ごし、成長発達できるような地域づくりに努めなければなりません。
- 2 市及び市民は、地域において、子どもが安心して過ごし、遊び、学びなどさまざまな活動を通して、他者との豊かな関係を築いていけるような居場所及び機会を確保し、充実するよう努めなければなりません。
 - 3 市及び市民は、子どもが自然にふれ親しみながら生きられるよう、地域における自然の保全に努めな

ればなりません。

4 市は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、かつ、連携を図るよう努めなければなりません。
(参加の機会の確保)

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自発的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

第4章 権利侵害の救済

(権利侵害の救済等)

第17条 市は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築するなど、必要な措置を講じなければなりません。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

第5章 権利の保障と推進

(施策の推進)

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

(新潟市子どもの権利推進委員会の設置等)

第19条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、新潟市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて、調査及び審議をします。

3 推進委員会は、前項により調査及び審議をしたときは、その結果を市長に答申します。

4 推進委員会は、15人以内の委員で組織します。

5 委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任されることができます。

8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(市の措置)

第20条 市は、推進委員会からの答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(子どもの権利週間及び子どもの権利月間)

第21条 市は、全市民が子どもの権利について関心及び理解を一層深めるため、新潟市子どもの権利週間（以下「権利週間」といいます。）及び新潟市子どもの権利月間（以下「権利月間」といいます。）を

設けます。

- 2 権利週間は、5月5日から5月11日までとします。
- 3 権利月間は、11月1日から11月30日までとします。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附属機関の設置に関する検討)

- 2 市長は、この条例の施行後、第17条第1項に定める体制を構築するにあたり、権利侵害からの救済及び権利の回復を支援するための附属機関の設置について、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

(3)新潟市子どもの権利推進委員会

① 新潟市子どもの権利推移新委員会規則

(趣旨)

第1条 新潟市子ども条例(令和3年新潟市条例第64号)第19条に基づき設置された新潟市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 推進委員会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第4条 推進委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 推進委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

② 委員名簿

任期:令和4年7月28日から令和6年7月27日まで

	役職名等	委員氏名
1	新潟市立小合小学校長	あいだ ゆかり 間 由香利
2	弁護士	いしい まさと 石井 正人
3	新潟人権擁護委員協議会 子どもの人権専門委員会 副委員長	えんどう ゆみ 遠藤 由美
4	NPO 法人子ども・人権ネット CAP・にいがた 事務局長	おおた みつこ 太田 美津子 ○
5	新潟市青少年育成協議会 会長	ごう ふじこ 郷 扶二子
6	公募委員	ささき しょう 佐々木 翔
7	国立大学法人新潟大学医歯学総合研究科 口腔生命福祉学講座福祉学分野 教授	たかはし ひでき 高橋 英樹 ◎
8	NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン 代表理事	なかじま さなえ 中島 早苗
9	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども家庭支援係 サービス提供責任者	はらだ さおり 原田 佐緒里
10	新潟市民生委員児童委員協議会連合会 青少年・児童部会長	いちしま のりえ 市嶋 範恵(～2022.12.5) ほかり さち 保莉 幸(2022.12.6～)
11	新潟市放課後等デイサービス 事業所ネットワーク 代表	ほんだ ひであき 本田 英明
12	新潟市立小須戸中学校長	みなみ まさひろ 南 昌弘
13	社会福祉法人更生慈仁会 にいつ愛慈こども園長	よしかわ ちえこ 吉川 智恵子
14	新潟地方法務局人権擁護課長	わたなべ たかし 渡辺 宝之

※氏名50音順、敬称略

※◎会長 ○副会長

③ 審議経過

【子どもの権利推進計画策定に向けた審議経過】

開催数	開催日程	議事等
第1回	2022年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員の委嘱及び会長の選出等について ○ 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について ○ 子ども条例の周知・啓発状況等について ○ 国の動きについて ○ 子どもの権利推進計画（仮称）について（諮問）
第2回	10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ 子どもの意見表明に係る取組について ○ 子ども向けアンケートの結果概要について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）素案について
部会	11月～12月	<p>答申書作成に向けた議論を深めるため、以下3つの部会を設置し各2回ずつオンラインでの意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> A) 普及・啓発及び学習・研修部会 B) 相談窓口・権利救済部会 C) 意見表明・社会参加部会
第3回	2023年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども条例に係る周知・啓発の取組について ○ おとな向けアンケートの結果概要について ○ 答申案について ○ 子どもの権利推進計画（仮称）案について
—	2月22日から 3月23日まで	パブリックコメントの実施
第4回	3月2x日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利推進計画（最終案）について ○ 2023年度子どもの権利推進関連事業について

④ 諮問・答申

【諮問書】

新こ政第453号

令和4年7月28日

新潟市子どもの権利推進委員会 会長 様

新潟市長 中原 八一

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）の策定について

2. 諮問理由

全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現を目指し、子どもの権利保障を推進するための具体的な取組を明らかにするため、新潟市子どもの権利推進計画（仮称）を策定する必要があることから、上記諮問事項について、幅広いご見識と市民の観点からご審議いただきたく、諮問いたします。

【答申書】

作成中

(4)用語集

作成中